

鎌倉市文化財年報

平成 29 年(2017 年)度

鎌倉市教育委員会

平成 31 年(2019 年)3 月

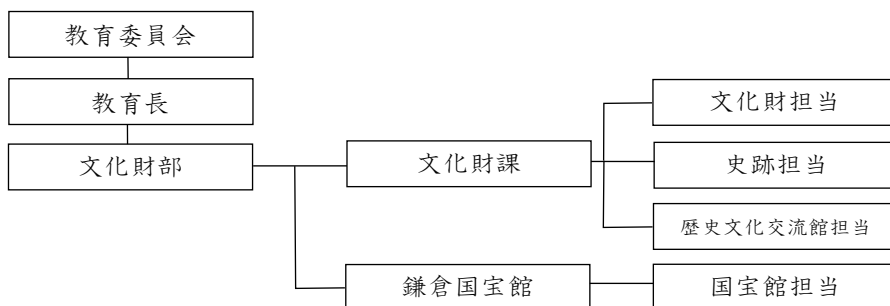
目次

1	文化財部所管組織	1
	(1) 文化財部機構図	
	(2) 鎌倉市文化財専門委員会	
2	文化財の指定	3
	(1) 彫刻	
	(2) 古文書	
	(3) 歴史資料	
3	文化財の保存・整備	5
	(1) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況	
	(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地に係る届出	
	(3) 発掘調査の実施状況	
	(4) 発掘調査報告書の刊行	
	(5) 発掘調査補助金の交付状況	
	(6) 共同研究実施状況	
	(7) 指定文化財の保存修理の実施状況	
	(8) 鎌倉市指定文化財保存管理補助金	
	(9) 無形文化財の保護・育成	
4	文化財の公開活用	21
	(1) 鎌倉市遺跡調査・研究発表会	
	(2) 鎌倉市遺跡調査速報展	
	(3) その他の展示	
	(4) 遺物貸出セット	
	(5) 文化財の貸出・掲載等	
	(6) 文化財めぐり	
	(7) 郷土芸能大会	
	(8) 有償図書一覧	
5	史跡の公有地化・整備維持管理	33
	(1) 史跡の公有地化	
	(2) 史跡の整備	
	(3) 史跡の公開活用	
	(4) 市民活動団体との協働による史跡の維持管理	

6	鎌倉国宝館の管理運営	37
(1)	沿革と特色	
(2)	館のあゆみ	
(3)	施設の概要	
(4)	機構と職員	
(5)	事業実施状況	
(6)	主な出版物	
(7)	資料関係	
(8)	入館者動向	
7	鎌倉歴史文化交流館の管理運営	49
(1)	沿革と特色	
(2)	施設の概要	
(3)	事業実施状況	
(4)	入館者動向	
8	資料編	53
(1)	鎌倉市指定文化財件数一覧	
(2)	鎌倉市文化財保護条例	
(3)	鎌倉国宝館条例	
(4)	鎌倉歴史文化交流館条例	
(5)	国指定史跡永福寺跡条例	
(6)	鎌倉市の史跡・包蔵地概要図	

1 文化財部所管組織

(1) 文化財部機構図



(平成 30 年 3 月 31 日時点)

(2) 鎌倉市文化財専門委員会

鎌倉市文化財保護条例に基づき、市内に存する文化財について教育委員会の諮問に応じ、その保存及び活用等に関する重要事項を調査審議し、必要と認める事項について教育委員会に意見を具申する。委員は、文化財に関する学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。10人をもって組織し、任期は2年。

ア 委員名簿

(50音順)

氏名	分野	役職等
大野 敏	建築史	横浜国立大学教授
大谷津 早苗	民俗学	昭和女子大学教授
河野 眞知郎	考古学	鶴見大学名誉教授
佐藤 孝雄	考古学 仏教史・仏教学	慶應義塾大学教授 高德院住職
鈴木 伸一	植生学	東京農業大学短期大学部教授
瀬谷 愛	絵画史	東京国立博物館主任研究員
高橋 慎一郎	中世史	東京大学史料編纂所教授
馬場 弘臣	近世史	東海大学教育開発研究センター教授
原田 一敏	工芸史	東京藝術大学名誉教授
山本 勉	彫刻史	清泉女子大学教授

任期 平成 28 年 6 月 1 日～平成 30 年 5 月 31 日

イ 開催状況

(ア) 平成 29 年 7 月 20 日 (木)

当日出席委員が過半数に達しなかったため、意見交換会として開催した。

【報告事項】

- ・ 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況について
- ・ 発掘調査の実施状況について
- ・ 国指定史跡和賀江嶋の現況調査について
- ・ 国指定史跡永福寺跡の整備状況について
- ・ 県・市指定文化財の指定および国登録有形文化財の登録状況について
- ・ 国・県・市指定文化財の保存修理実施状況について

【意見交換】

- ・ 平成 29 年度鎌倉市指定文化財指定候補品目の選定等について
- ・ その他

(イ) 平成 29 年 10 月 30 日 (月)

【諮問事項】

- ・ 平成 29 年度鎌倉市指定文化財の指定について (諮問)

【報告事項】

- ・ 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況について
- ・ 発掘調査の実施状況について

【その他】

(ウ) 平成 30 年 1 月 15 日 (月)

【答申事項】

- ・ 平成 29 年度鎌倉市指定文化財の指定について (答申)

【報告事項】

- ・ 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況について
- ・ 発掘調査の実施状況について

【その他】

2 文化財の指定

平成 29 年度は、次のとおり、新たに彫刻・古文書・歴史資料各 1 件を鎌倉市指定文化財に指定した。

(1) 彫刻

木造 梵天・帝釈天立像 2 軀

所蔵者：円覚寺

年 代：南北朝時代

像 高：梵 天 144.8cm

帝釈天 140.7cm



梵天立像

帝釈天立像

円覚寺仏殿内の須弥壇上に本尊宝冠釈迦如来坐像（市指定文化財）と共に安置されている。いずれもヒノキとみられる材の寄木造りで、梵天は手に香炉を持つような姿勢を示し、帝釈天は円頭に冠帽を被っている。当初より一対で制作されたと思われ、作風から南北朝時代 14 世紀後半頃の作品と考えられる。また、梵天が香炉をとり、帝釈天が冠帽を被って合掌する姿は、中国南宋時代の中国画に描かれた図像とも共通する。これら 2 像は鎌倉でも珍しい中国風の作例として、さらには、南北朝時代鎌倉地方の特色ある作風を顕著に示している点で貴重である。

(2) 古文書

紙本著色 鶴岡御神領往還并谷々小道分間図 1 舗

所蔵者：鶴岡八幡宮

年 代：江戸時代

寸 法：縦 300.0cm

横 414.0cm

鶴岡八幡宮の「御神領」を中心とした江戸時代鎌倉の往還路や、谷戸、小道について描いた大絵図。縮尺は正確で、鶴岡八幡宮がほぼ中央に配され、そこから海岸へと連なる



段葛が描かれる。朱線で囲まれた範囲が「御神領」と思われ、この朱線内には江戸時代の鶴岡八幡宮の支院である十二院の位置がしっかりと書き込まれている。また、本

図は谷戸の様子を地名とともに詳しく描き、樹木の形や文字の筆跡・癖などは、嘉永四年(1851)の「英勝寺境内絵図」に酷似していて、江戸時代後期の作であることは確かである。本図は制作された理由や経緯は不明であるが、広い範囲に谷戸や道筋を詳細に描いた、鎌倉では他に類例をみない絵図として貴重である。

(3) 歴史資料

荏柄天神社詩板 1枚

所蔵者：荏柄天神社

年代：江戸時代

寸法：縦29.1cm 横215.6cm 厚1.6cm

荏柄天神社の神前に梅の木を植えたことを祝って、鎌倉五山の禅僧たちから寄せられた、天神の徳を称賛する七言絶句の詩を板面に陰刻したものである。前半部分を欠失しているが、同社に寛永十八年(1641)の同詩板の写が伝来し、また、貞享二年(1685)成立の『新編鎌倉志』の記事によって欠損部の内容を補える。本詩板は詩を寄せた禅僧たちの活躍年代から、室町時代の応永年間(1394～1428)にその原形が成立したと推定され、さらに、応永のはじめ頃には天神(菅原道真)が中国に渡って禅を学んだという渡唐天神伝説が存在したので、詩板の内容は禅僧らの厚い天神信仰を伝えた、とくに早い事例と考えられる。

本詩板は、江戸時代に旧詩板を忠実に転写したものと思われる。詩板として制作した理由は不明であるが、禅僧の詩板のうちで神社に伝来した例としてきわめて稀であり、現存する『東漸寺詩板』(横浜市東漸寺蔵)や『徧界一覽亭記詩板』(瑞泉寺蔵)等とともに、数少ない史料としても貴重である。



3 文化財の保存・整備

(1) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可状況

申請日	史跡の名称	行為地	許可申請者	行為内容	処理状況
平成29年4月3日	若宮大路	雪ノ下	東京電力 パワーグリッド株式会社 藤沢支社長 平井崇夫	埋設管改修	平成29年4月 5日付許可済
平成29年4月5日	鶴岡八幡宮境内	雪ノ下	鎌倉市長 松尾 崇	公衆トイレ 改修	平成29年4月 10日付許可済
平成29年4月5日	若宮大路	雪ノ下	東京電力 パワーグリッド株式会社 藤沢支社長 平井崇夫	埋設管改修	平成29年4月 12日付許可済
平成29年4月6日	若宮大路	雪ノ下	東京瓦斯株式会社 湘南導管ネットワーク センター 所長 山田光男	ガス管改修	平成29年4月 10日付許可済
平成29年4月7日	北条氏常盤亭跡	常盤	鎌倉 馬のいる街プロジェクト 代表 北條隆男	テント設置	平成29年5月 1日付許可済
平成29年4月10日	極楽寺境内 ・忍性墓	極楽寺	東京電力 パワーグリッド株式会社 藤沢支社長 平井崇夫	電柱設置	平成29年4月 19日付許可済
平成29年4月19日	鶴岡八幡宮境内	雪ノ下	東日本電信電話株式会社 取締役 神奈川事業部長 高橋香苗	電話柱除却	平成29年4月 20日付許可済
平成29年4月28日	永福寺跡	二階堂	東京瓦斯株式会社 湘南導管 ネットワークセンター 所長 山田光男	ガス管設置	平成29年5月 8日付許可済
平成29年6月16日	巨福呂坂	雪ノ下	アトピッコハウス株式会社 代表取締役 後藤坂	物置設置	平成29年6月 29日付許可済

平成 29 年 6 月 26 日	鶴岡八幡宮境内	雪ノ下	東京瓦斯株式会社 湘南導管 ネットワークセンター 所長 山田光男	ガス管改修	平成 29 年 6 月 29 日付許可済
平成 29 年 6 月 27 日	永福寺跡	二階堂	東京瓦斯株式会社 湘南導管 ネットワークセンター 所長 山田光男	ガス管改修	平成 29 年 6 月 29 日付許可済
平成 29 年 6 月 27 日	永福寺跡	二階堂	東京瓦斯株式会社 湘南導管 ネットワークセンター 所長 山田光男	仮設管設置	平成 29 年 6 月 29 日付許可済
平成 29 年 6 月 27 日	永福寺跡	二階堂	東京瓦斯株式会社 湘南導管 ネットワークセンター 所長 山田光男	足場設置	平成 29 年 6 月 29 日付許可済
平成 29 年 7 月 10 日	建長寺境内	山ノ内	東京電力 パワーグリッド株式会社 藤沢支社長 平井崇夫	電柱改修	平成 29 年 7 月 26 日付許可済
平成 29 年 7 月 12 日	建長寺境内	山ノ内	東京瓦斯株式会社 湘南導管 ネットワークセンター 所長 山田光男	ガス管改修	平成 29 年 7 月 26 日付許可済
平成 29 年 7 月 31 日	永福寺跡	二階堂	二階堂親和会 会長 大久保義隆	掲示板設置	平成 29 年 8 月 7 日付許可済
平成 29 年 8 月 2 日	永福寺跡	二階堂	個人	テント設置	平成 29 年 8 月 7 日付許可済
平成 29 年 9 月 4 日	永福寺跡	二階堂	鎌倉市長 松尾 崇	ロープ柵設 置	平成 29 年 9 月 7 日付許可済
平成 29 年 9 月 7 日	鎌倉大仏殿跡	長谷	鎌倉市選挙管理委員会 委員長 北村智生	仮設掲示場 設置	平成 29 年 9 月 14 日付許可済

平成 29 年 9 月 7 日	建長寺境内	山ノ内	鎌倉市選挙管理委員会 委員長 北村智生	仮設掲示場 設置	平成 29 年 9 月 14 日付許可済
平成 29 年 9 月 14 日	円覚寺境内	山ノ内	東京ガス株式会社 神奈川設備保安センター 山田 岳	ガス管改修	平成 29 年 9 月 22 日付許可済
平成 29 年 9 月 22 日	鶴岡八幡宮境内	雪ノ下	宗教法人 鶴岡八幡宮 代表役員 吉田茂穂	仮設足場等 設置	平成 29 年 9 月 22 日付許可済
平成 29 年 9 月 29 日	鶴岡八幡宮境内	雪ノ下	宗教法人 鶴岡八幡宮 代表役員 吉田茂穂	路面改修等	平成 29 年 10 月 5 日付許可済
平成 29 年 10 月 27 日	建長寺境内	山ノ内	個人	建物除却	平成 29 年 11 月 6 日付許可済
平成 29 年 10 月 27 日	建長寺境内	山ノ内	個人	建物除却	平成 29 年 11 月 7 日付許可済
平成 29 年 10 月 27 日	鶴岡八幡宮境内	雪ノ下	公益財団法人 鎌倉風致保存会 理事長 兵藤芳朗	仮設トイレ 設置	平成 29 年 11 月 13 日付許可済
平成 29 年 11 月 21 日	鶴岡八幡宮境内	雪ノ下	鎌倉市長 松尾 崇	テント設置	平成 29 年 11 月 21 日付許可済
平成 29 年 11 月 24 日	鶴岡八幡宮境内	雪ノ下	東京瓦斯株式会社 湘南導管 ネットワークセンター 所長 山田光男	ガス管新設	平成 29 年 11 月 28 日付許可済
平成 29 年 11 月 27 日	円覚寺境内	山ノ内	宗教法人 円覚寺 代表役員 横田南嶺	路面舗装 改修	平成 29 年 11 月 27 日付許可済
平成 29 年 11 月 27 日	鶴岡八幡宮境内	雪ノ下	宗教法人 鶴岡八幡宮 代表役員 吉田茂穂	仮設足場 設置	平成 29 年 12 月 1 日付許可済

平成 29 年 12 月 4 日	永福寺跡	二階堂	鎌倉市長 松尾 崇	案内板等 設置	平成 29 年 12 月 6 日付許可済
平成 29 年 12 月 18 日	円覚寺境内	山ノ内	東京電力 パワーグリッド株式会社 藤沢支社長 平井崇夫	埋設管改修	平成 29 年 12 月 26 日付許可済
平成 30 年 1 月 15 日	建長寺境内	山ノ内	個人	建物解体	平成 30 年 1 月 15 日付許可済
平成 30 年 2 月 15 日	仮粧坂	梶原	日本住宅ツーバイ株式会社 代表取締役 松橋喜武	地盤調査	平成 30 年 2 月 21 日付許可済
平成 30 年 2 月 23 日	建長寺境内	山ノ内	個人	仮設足場等 設置	平成 30 年 3 月 1 日付許可済
平成 30 年 2 月 26 日	法華堂跡 (源頼朝墓・ 北条義時墓)	西御門	源頼朝会 会長 五十嵐 績	用具入れ 設置	平成 30 年 3 月 6 日付許可済
平成 30 年 2 月 27 日	鶴岡八幡宮境内	雪ノ下	鎌倉市長 松尾 崇	標柱等設置	平成 30 年 3 月 1 日付許可済
平成 30 年 3 月 1 日	円覚寺境内	山ノ内	宗教法人 円覚寺 代表役員 横田南嶺	樹木植替	平成 30 年 3 月 5 日付許可済
平成 30 年 3 月 2 日	浄光明寺境内 ・冷泉為相墓	扇ガ谷	鎌倉市長 松尾 崇	標識等設置	平成 30 年 3 月 16 日付許可済
平成 30 年 3 月 13 日	仮粧坂	梶原	鎌倉市長 松尾 崇	看板設置	平成 30 年 3 月 20 日付許可済
平成 30 年 3 月 13 日	円覚寺境内	山ノ内	宗教法人 円覚寺 代表役員 横田南嶺	仮設工事	平成 30 年 3 月 20 日付許可済
平成 30 年 3 月 9 日	鶴岡八幡宮境内	雪ノ下	神奈川県教育委員会教育長 桐谷次郎	汚水貯留槽 除却	平成 30 年 3 月 27 日付許可済

(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地に係る届出

ア 埋蔵文化財確認調査の実施

周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等の行為が埋蔵文化財に影響を及ぼす可能性がある場合、計画地内の一面を試し掘りし、埋蔵文化財の状況を知るための確認調査を実施している。この結果に基づき、計画されている土木工事等が遺跡に影響を及ぼすか、発掘調査が必要となるかを判断している。平成29年度は87件の調査を行った。

No.	包蔵地名	遺跡番号	所在地	調査面積(m ²)	調査原因	埋蔵文化財への影響
1	山ノ内上杉邸跡	170	山ノ内字西管領屋敷 344 番 5	6	個人住宅	有
2	清涼寺跡	183	扇ガ谷四丁目 532 番 1 の一部ほか 2 筆	4	宅地造成	有
3	天神山城	384	山崎字宮廻 657 番 3	3	個人住宅	
4	長谷小路周辺遺跡	236	長谷二丁目 145 番 10	3	個人住宅	有
5	政所跡	247	雪ノ下三丁目 964 番 8	9	個人住宅	
6	横小路周辺遺跡	259	二階堂字荏柄 24 番・80 番 1・80 番 3、二階堂字横小路 98 番・98 番 2・98 番 3・99 番	10	宅地造成	有
7	玉縄城跡	63	城廻字城宿 382 番 11	3	個人住宅	
8	玉縄城跡	63	関谷字下坪 430 番 1、2、4、431 番 1	6	個人住宅	
9	山崎池之谷遺跡	238	山崎字谷脇 1830 番 11831 番 1 の各一部	3.36	長屋住宅	
10	坂ノ下遺跡	217	坂ノ下 36 番 2	4	個人住宅	
11	玉縄城跡	63	植木字相模陣 359 番 2 の一部	4	集合住宅	有
12	国清寺跡	199	佐助二丁目 781 番 18	6	個人住宅	
13	若宮大路周辺遺跡群	242	御成町 753 番 17、18、33	4	店舗	
14	若宮大路周辺遺跡群	242	雪ノ下一丁目 161 番 43	6	個人住宅	有
15	極楽寺旧境内遺跡	291	極楽寺三丁目 342 番 1	4	賃貸併用住宅	
16	玉縄城跡	63	植木字植谷戸 187 番 4、188 番 2、189 番 3	5	個人住宅	有
17	光則寺旧境内遺跡	300	長谷三丁目 657 番 1 の一部	9	個人住宅	
18	若宮大路周辺遺跡群	242	御成町 778 番 1 外 13 筆	18	その他建物(病院)	有
19	大倉幕府北遺跡	193	西御門二丁目 689 番 3	3	宅地造成	
20	理智光寺跡	265	二階堂字理智光寺 750 番 2	4	個人住宅	

21	山崎池之谷遺跡	238	山崎字東谷 1930 番 2、1930 番 6	4	個人住宅 (建売)	有
22	今小路西遺跡	201	御成町 625 番 3	4	その他建 物(児童 福祉施 設)	
23	瑞泉寺周辺遺跡	338	二階堂字紅葉ヶ谷 677 番 5、677 番 8	5.5	個人住宅 (建売)	
24	名越ヶ谷遺跡	231	大町三丁目 1279 番 3	4	個人住宅	有
25	玉縄城跡	63	玉縄三丁目 601 番 12	3	個人住宅	
26	大慶寺旧境内遺跡	361	寺分一丁目 750 番 1・751 番 1	3	集合住宅	
27	若宮大路周辺遺跡群	242	小町二丁目 33 番 3	6	個人住宅	有
28	田楽辻子周辺遺跡	33	浄明寺一丁目 590 番 2	6	個人住宅	有
29	玉縄城跡	63	城廻字城宿清水小路 714 番 5	4	個人住宅	
30	若宮大路周辺遺跡群	242	御成町 860 番 1	4	店舗	
31	由比ガ浜中世集団墓 地遺跡	372	由比ガ浜四丁目 1102 番 166 ほか	60	商業施設	有
32	由比ガ浜中世集団墓 地遺跡	372	由比ガ浜四丁目 1102 番 4 ほか 2 筆	80	共同住宅	有
33	今小路西遺跡	201	由比ガ浜一丁目 197 番 5 の一部	2	個人住宅	有
34	今小路西遺跡	201	由比ガ浜一丁目 167 番 2	6	個人住宅	有
35	玉縄城跡	63	植木字植谷戸 210 番 4	15	個人住宅	有
36	長谷小路周辺遺跡	236	長谷二丁目 25 番 5	6	個人住宅 兼工場ま たは店舗	有
37	材木座町屋遺跡	261	材木座二丁目 237 番 1 ほか 1 筆	36	宅地造成	有
38	由比ガ浜中世集団墓 地遺跡	372	由比ガ浜二丁目 1219 番 24 の一部	6	個人住宅	有
39	若宮大路周辺遺跡群	242	御成町 838 番 3 の一部	4	事務所	
40	長谷小路周辺遺跡	236	由比ガ浜三丁目 1166 番 4	6	集合住宅	
41	極楽寺旧境内遺跡	291	極楽寺一丁目 176 番 2 の一部、176 番 1 の一部および 176 番 4 の一部	3	共同住宅	
42	常楽寺旧境内遺跡	26	大船五丁目 1366 番 5、1366 番 6	4	個人住宅	
43	高德院周辺遺跡	327	長谷四丁目 540 番 4	5	駐車場建 設	
44	天神山城	358	山崎字宮廻 756 番 8、756 番 19 の 一部	4	建売住宅	有
45	玉縄城跡	63	植木字植谷戸 24 番 3、24 番 5	2.8	宅地造成	

46	今小路西遺跡	201	由比ガ浜一丁目 207 番 2	6	集合住宅	有
47	坂ノ下遺跡	217	坂ノ下 113 番 1	5	賃貸住宅	有
48	生楽寺跡	407	十二所 800 番 4	4	建売住宅	
49	釈迦堂遺跡	257	浄明寺一丁目 628 番 23	6	個人住宅	
50	峯南遺跡	13	鎌倉山三丁目 660 番 1・661 番 3	20.6	有料老人ホーム	
51	覚円寺旧境内遺跡	435	二階堂字中村 389 番 3	1.5	個人住宅	
52	今小路西遺跡	201	御成町 625 番 3	6	防災行政用無線設備	有
53	佐助ヶ谷遺跡	203	佐助一丁目 485 番 1ほか5筆		個人住宅	
54	鎌倉城	87	山ノ内 1250 番	5.1	建売住宅建設	
55	若宮大路周辺遺跡群	242	御成町 128 番 2 外	6	埋設物調査	有
56	材木座町屋遺跡	261	材木座六丁目 710 番 3 の一部、710 番 4 の一部	3	個人住宅	
57	大慶寺旧境内遺跡	361	寺分一丁目 753 番 3	4.3	建売住宅	
58	若宮大路周辺遺跡群	242	小町二丁目 395 番 1	6	事務所・店舗・共同住宅	有
59	浄妙寺旧境内遺跡	408	浄明寺三丁目 4 番 1・5 番 1	6	個人住宅	
60	材木座町屋遺跡	261	材木座二丁目 217 番 16	2.6	建売住宅	有
61	笹目遺跡	207	笹目町 293 番 7	4.6	共同住宅	有
62	若宮大路周辺遺跡群	242	小町二丁目 19 番 2・24 番 22	1.5	個人住宅	有
63	大倉幕府周辺遺跡群	49	雪ノ下四丁目 459 番 1	1.8	個人住宅	有
64	浄妙寺旧境内遺跡	408	浄明寺三丁目 115 番 10・11・12	1.44	個人住宅	
65	瑞泉寺周辺遺跡	338	二階堂字紅葉ヶ谷 657 番 1ほか2筆	3	宅地造成	
66	円覚寺旧境内遺跡	434	山ノ内 501 番	3.6	集合住宅	有
67	無量寺跡	196	扇ガ谷一丁目 26 番 10	6	集合住宅	有
68	下馬周辺遺跡	200	由比ガ浜二丁目 1058 番 6	3.9	集合住宅	
69	材木座町屋遺跡	261	材木座一丁目 30 番 9	4	個人住宅	
70	川越重頼邸跡	270	浄明寺五丁目 302 番 1	4.4	個人住宅	
71	名越ヶ谷遺跡	231	大町三丁目 1364 番 9	6	賃貸住宅	有
72	玉縄城跡	63	玉縄三丁目 595 番 3	4	個人住宅	
73	若宮大路周辺遺跡群	242	大町一丁目 1083 番 1	6	個人住宅	有
74	高德院周辺遺跡	327	長谷四丁目 552 番 1 外	3.3	塀の築造	有

75	杉本城跡	62	二階堂字稲城越 821 番 2	6	個人住宅	
76	若宮大路周辺遺跡群	242	小町三丁目 410 番の一部	6	個人住宅	
77	天神山城	384	山崎字宮廻 680 番 5	4	建売住宅	
78	大慈寺跡・五大堂明王院旧境内遺跡	271	十二所字ニツ橋 70 番 2 他 2 筆	6	共同住宅	有
79	西御門遺跡	325	西御門一丁目 60 番 13 の一部・60 番 115	1.35	建売住宅	
80	材木座町屋遺跡	261	材木座一丁目 6 番 20	6	個人住宅	
81	佐助ヶ谷遺跡	203	佐助一丁目 566 番 11	6	個人住宅 兼工場 または店舗	
82	若宮大路周辺遺跡群	242	小町一丁目 1025 番一	3	個人住宅	
83	横小路周辺遺跡	259	二階堂字荏柄 26 番イの一部	6	個人住宅	有
84	極楽寺旧境内遺跡	291	稲村ガ崎一丁目 382 番・383 番・384 番	2.4	共同住宅 兼店舗	
85	極楽寺旧境内遺跡	291	極楽寺二丁目 1005 番 5	2	個人住宅	
86	大倉幕府周辺遺跡群	49	二階堂字荏柄 76-12	6	個人住宅	有
87	大楽寺跡	262	浄明寺四丁目 209 番 8 の一部	4	個人住宅	

イ 周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の届出

文化財保護法では、教育委員会以外の民間調査組織が周知の埋蔵文化財包蔵地で発掘調査を行う場合は、調査開始 30 日前までに届出が必要と定められている（同法 92 条）。また、土木工事等を行う場合は、民間事業者による土木工事等ならば同法 93 条にて工事着手 60 日前までの届出が義務付けられ、公共機関による土木工事等ならば同法 94 条にて事前の通知が義務付けられている。93 条届出、94 条通知に対しては、神奈川県教育委員会教育長から指示が通知される。ここでは、工事種別、指示通知別の件数を一覧表にした。

93 条	現状保存	発掘調査	工事立会	慎重工事	その他注意	その他未指示	計
道路				1			1
鉄道			2	1			3
空港							0
河川							0
港湾							0
ダム							0
学校							0

住宅		6	10	15	1		32
個人住宅		13	75	178	5		271
工場							0
店舗		5	4	4			13
住宅兼				2			2
その他建物		5	6	9			20
宅地造成		3	11	10			24
土地区画整理							0
公園造成							0
ゴルフ場							0
観光開発							0
電気・ガス・水道等			106	175		10	291
農業基盤							0
農業関係					1		1
土砂採取							0
その他開発		1	18	6		2	27
自然崩壊							0
遺跡地図 作製等							0
保存目的							0
学術							0
遺跡整備							0
計	0	33	232	401	7	12	685

94条	現状保存	発掘調査	工事立会	慎重工事	その他注意	その他 未指示	計
道路		1		2			3
鉄道							0
空港							0
河川							0
港湾							0
ダム							0
学校				1			1
住宅							0
個人住宅							0
工場							0
店舗							0

住宅兼							0
その他建物			2	3			5
宅地造成							0
土地区画整理							0
公園造成							0
ゴルフ場							0
観光開発							0
電気・ガス・水道等			20	5		1	26
農業基盤							0
農業関係							0
土砂採取							0
その他開発			6	5			11
自然崩壊							0
遺跡地図 作製等							0
保存目的							0
学術							0
遺跡整備							0
計	0	1	28	16	0	1	46

92条	試掘・確認 調査	本発掘調査	計
道路			0
鉄道			0
空港			0
河川			0
港湾			0
ダム			0
学校			0
住宅		5	5
個人住宅		4	4
工場			0
店舗		6	6
住宅兼		3	3
その他建物		4	4
宅地造成		5	5
土地区画整理			0

公園造成			0
ゴルフ場			0
観光開発			0
電気・ガス・水道等			0
農業基盤			0
農業関係			0
土砂採取			0
その他開発			0
自然崩壊			0
遺跡地図作製等			0
保存目的			0
学術			0
遺跡整備			0
計	0	27	27

(3) 発掘調査の実施状況

鎌倉市教育委員会では、国庫補助金の交付を受けて実施する個人専用住宅や店舗兼個人住宅等の建築に係る発掘調査を事業主に代わって実施している。平成 29 年度に行った発掘調査は 5 件である。

	遺跡名	所在地	遺跡種別	検出遺構	出土遺物	調査原因	調査期間	調査面積
1	鎌倉城 (No.87)	西御門一丁目 68 番 94	城館跡	〔中世〕 土坑 1 礎石 6	〔中世〕 土器・陶器・磁器 (整理箱 4 箱)	個人専用 住宅	H29.5.22～ H29.6.9	47.42 ㎡
2	材木座町 屋遺跡 (No.261)	材木座六丁目 647 番 3 の一部	都市 遺跡	〔中世〕 溝状遺構 2 土坑 30 柱穴 363 〔近代〕 溝状遺構 1	〔中世〕 土器・陶器・磁器・ 瓦・石製品・銅製 品・木製品 (整理箱 4 箱)	個人専用 住宅	H29.7.3 ～H29.9.13	44.00 ㎡
3	横小路周 辺遺跡 (No.259)	二階堂 81 番 1	城館跡	〔中世〕 道路 2 溝 2 ピット 69 埋没谷 1	〔中世〕 土器・陶器・磁器・ 瓦・木製品 (整理箱 58 箱)	個人専用 住宅	H29.9.4 ～H29.12.1	68.25 ㎡

4	山ノ内上 杉邸跡 (No.170)	山ノ内字西管領 屋敷 344 番 5	社寺跡	〔中世〕 溝状遺構 14 土坑 86 柱穴 211	〔奈良・平安〕 土師器・須恵器 〔中世〕 土器・陶器・瓦・木 製品 (整理箱 15 箱)	個人専用 住宅	H29.10.30 ～ H30.2.7	65.00 ㎡
5	田楽辻子 周辺遺跡 (No.33)	浄明寺一丁目 590 番 2	城館跡	〔中世〕 井戸 2 柱穴列 4 切石列 2 溝 1 土坑 3	〔中世〕 土器・陶磁器・ 瓦 (整理箱 9 箱)	個人専用 住宅	H30.2.16～ H30.3.31 (次年度継 続)	41.06 ㎡

(4) 発掘調査報告書の刊行

平成 29 年度は『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告書 34 (第 1 分冊～第 5 分冊)』を刊行した。収録した発掘調査地点は 26 地点で、次のとおりである。

第 1 分冊

	遺跡名	所在地	調査原因	遺跡種別	調査面積	調査期間
1	由比ヶ浜中世 集団墓地遺跡 (No.372)	由比ガ浜二丁目 1235 番 4	個人専用住宅 (地下室)	墓地	79.8 ㎡	H19.6.11 ～H19.8.24
2	下馬周辺遺跡 (No.200)	由比ガ浜二丁目 107 番 5	自己用店舗併用 住宅(杭基礎構造)	都市	12 ㎡	H19.8.28 ～H19.9.21
3	大倉幕府跡 (No.253)	雪ノ下三丁目 637 番 6 外	個人専用住宅 (柱状改良工事)	官衙	25 ㎡	H20.2.28 ～H20.4.4
4	台山遺跡 (No.29)	山ノ内字藤源治 860 番 1	個人専用住宅 (地下室)	集落	30 ㎡	H22.1.12 ～H22.2.17
5	東勝寺跡 (No.246)	小町三丁目 529 番 1、4、5	個人専用住 (柱状改良工事)	社寺跡	83.01 ㎡	H27.9.1 ～H27.12.25
6	大倉幕府周辺 遺跡群 (No.49)	二階堂字荏柄 12 番 8	個人専用住宅 (鋼管杭工事)	官衙跡	69.14 ㎡	H28.5.10 ～H28.7.15
7	鎌倉城 (No.87)	西御門一丁目 68 番 94	個人専用住宅 (基礎工事)	城館跡	40.5 ㎡	H29.5.22 ～H29.6.21

第 2 分冊

	遺跡名	所在地	調査原因	遺跡種別	調査面積	調査期間
8	法泉寺跡 (No.182)	扇ガ谷四丁目 518 番 8	個人専用住宅 (鋼管杭工事)	社寺	38 ㎡	H22.3.26 ～H22.5.28

9	今小路西遺跡 (No.201)	扇ガ谷一丁目 145番3、146番2	店舗併用住宅 (鋼管杭工事)	都市	120 m ²	H23.9.26 ～H23.12.22
---	--------------------	-----------------------	-------------------	----	-----------------------	------------------------

第3分冊

	遺跡名	所在地	調査原因	遺跡種別	調査面積	調査期間
10	宇津宮辻子幕府跡 (No.239)	小町二丁目 388番2の一部	個人専用住宅 (鋼管杭工事)	官衙跡	63 m ²	H18.8.23 ～H18.11.2
11	覚園寺旧境内遺跡 (No.345)	二階堂字会下 330番9	個人専用住宅 (鋼管杭工事)	寺院	64 m ²	H19.11.29 ～H20.2.1
12	勝長寿院遺跡 (No.133)	雪ノ下四丁目 520番6外	個人専用住宅 (地盤改良工事)	寺院	20 m ²	H19.11.9 ～H19.12.7
13	横小路周辺遺跡 (No.259)	二階堂字会向荏柄 875番4	個人専用住宅 (柱状改良工事)	都市	48 m ²	H20.5.29 ～H20.8.1

第4分冊

	遺跡名	所在地	調査原因	遺跡種別	調査面積	調査期間
14	台山遺跡 (No.29)	山ノ内字藤源治 872番9外	個人専用住宅 (柱状改良工事)	集落	56 m ²	H19.4.4 ～H19.4.20
15	今小路西遺跡 (No.201)	由比ガ浜一丁目 147番1の一部	個人専用住宅 (鋼管杭工事)	都市	15 m ²	H19.10.9 ～H19.10.29
	今小路西遺跡 (No.201)	由比ガ浜一丁目 147番1の一部	個人専用住宅 (鋼管杭工事)	都市	40 m ²	H19.10.9 ～H19.11.20
16	今小路西遺跡 (No.201)	由比ガ浜一丁目 147番2外	個人専用住宅 (鋼管杭工事)	都市	112 m ²	H19.7.27 ～H19.9.28
17	名越ヶ谷遺跡 (No.231)	大町三丁目 2353番2外	個人専用住宅 (柱状改良工事)	都市	37.5 m ²	H19.12.18 ～H20.2.6
18	弁ヶ谷遺跡 (No.249)	材木座四丁目 599番8	個人専用住宅 (鋼管杭工事)	都市	58.75 m ²	H21.2.17 ～H20.4.15

第5分冊

	遺跡名	所在地	調査原因	遺跡種別	調査面積	調査期間
19	若宮大路周辺遺跡群 (No.242)	雪ノ下一丁目 187番4	個人専用住宅 (柱状改良工事)	都市	25 m ²	H20.2.15 ～H20.3.14
20	若宮大路周辺遺跡群 (No.242)	大町一丁目 1084番4	個人専用住宅 (深基礎工事)	都市	16 m ²	H19.11.6 ～H19.12.7
21	若宮大路周辺遺跡群 (No.242)	小町二丁目 349番1の一部	個人専用住宅 (柱状改良工事)	都市	14 m ²	H20.8.26 ～H20.9.12

22	若宮大路周辺 遺跡群 (No.242)	小町三丁目 418 番 5	個人専用住宅 (柱状改良工事)	都市	58 m ²	H22.1.21 ～H22.3.24
23	釈迦堂遺跡 (No.257)	浄明寺一丁目 598 番 21	個人専用住宅 (鋼管杭工事)	社寺	16.5 m ²	H21.1.9 ～H21.2.6
24	釈迦堂遺跡 (No.257)	浄明寺一丁目 598 番 35	個人専用住宅 (鋼管杭工事)	社寺	20 m ²	H21.2.10 ～H21.3.16
25	徳泉寺遺跡 (No.173)	山ノ内字東管領 屋敷 168 番 4	個人専用住宅 (鋼管杭工事)	社寺	16.5 m ²	H21.1.9 ～H21.2.6
26	能蔵寺跡 (No.314)	材木座二丁目 293 番 2	個人専用住宅 (柱状改良工事)	社寺	52.5 m ²	H18.8.10 ～H18.11.2

(5) 発掘調査補助金の交付状況

文化財保護法第 93 条の規定に基づき発掘調査の指示を受けた個人が、民間調査組織等を活用し、市内で発掘調査を実施した場合について、平成 27 年度から補助金を交付している。補助金交付額は 100 万円を限度とし、補助対象事業費に 2 / 3 を乗じた額。平成 29 年度は、4 件計 4,000,000 円を交付した。

(6) 共同研究実施状況

市内で出土する多様な遺物（特に木製品や金属製品など）をより適切に取り扱い、保管していくための知見を得、保存修復方法を確立することを目的として実施した。

平成 29 年度は、学校法人龍谷大学と実施した。

平成 29 年度研究課題「市内出土石製品等の保存修復科学的な調査研究」

- 実施内容
- ・鎌倉市出土の中世期和鏡の保存修復
 - ・出土型紙版木板の取り上げ作業
 - ・出土金属製品の緊急保管措置
 - ・古墳墓石材の保存処置実験
 - ・鎌倉歴史文化交流館展示施設内の保管環境モニタリング測定の開始

(7) 指定文化財の保存修理の実施状況

【補助対象事業：14件】

〔有形文化財〕

- ア 国指定重要文化財 円覚寺文書（平成27～29年度）
北条貞時書状（六月晦日）、後醍醐天皇綸旨（元弘三年）、後醍醐天皇綸旨（七月八日）の折れ、割れの補修等及び官宣旨（箱）の修理
- イ 国指定重要文化財 円覚寺伝法衣（平成25～29年度）
袈裟5領他付属品修理 破れ、皺、ほつれなどの傷みの補修
- ウ 国指定重要文化財 東慶寺文書（平成27～32年度）
虫損のあるものや、本紙が数片に分離しているものの修理など
- エ 国指定重要文化財 鶴岡八幡宮摂社若宮（平成27～31年度）
本殿、幣殿及び拝殿の塗装、彩色、建具の補修
- オ 国指定重要文化財 太刀く各銘相州住綱広作、綱家作、康国作＞桐鳳凰蒔絵糸巻太刀拵（平成29年度）
太刀の拵の修理及び桐箱の作成（鶴岡八幡宮所有）
- カ 国指定重要文化財 円覚寺絹本着色五百羅漢像（平成29～30年度）
第2期。33幅を2年で4幅のペースで修理 管理団体である鎌倉市が事業者
- キ 国指定重要文化財 光明寺本堂（平成29～30年度）
平成31年度から開始予定である保存修理工事に向けての調査事業
- ク 県指定有形民俗文化財 鶴岡八幡宮神輿（平成24～29年度）
若宮神輿4基目の解体修理
- ケ 県指定重要文化財 旧神奈川県立近代美術館鎌倉館本館（平成29年度）
耐震改修工事（鶴岡八幡宮所有）
- コ 市指定有形文化財 松ヶ岡文庫木造観音菩薩坐像（平成28～29年度）
本躰修理

- サ 市指定有形文化財 常楽寺木造阿弥陀如来及び両脇侍像（平成 28～30 年度）
本躰解体修理及び光背修理

- シ 市指定有形文化財 向福寺木造阿弥陀如来及び両脇侍像（平成 29～32 年度）
台座解体修理

- ス 国指定史跡 鶴岡八幡宮境内環境整備事業（平成 28～29 年度）
平家池の護岸改修、参道整備工事

- セ 国指定名勝及史跡 円覚寺庭園（白鷺池）整備事業（平成 29～31 年度）
白鷺池周辺の環境整備

(8) 鎌倉市指定文化財保存管理補助金

市指定文化財の良好な維持管理を奨励するため、鎌倉市指定文化財保存管理補助金交付要綱に基づき、鎌倉市指定文化財保存管理補助金を支給している（所有者が市・県であるもの、鎌倉国宝館等公共機関に寄託されているものを除く）。平成 29 年度は、74 の対象者に計 2,405,000 円を交付した。

(9) 無形文化財の保護・育成

平成 29 年度は、県指定無形民俗文化財である御霊神社の面掛行列の保持団体である御霊会へ面掛行列の保存育成事業費として 60,000 円を、鎌倉に伝わる郷土芸能に係る後継者の育成指導、郷土芸能の公開などを行っている鎌倉市郷土芸能保存協会へ 140,700 円を交付した。

4 文化財の公開活用

(1) 鎌倉市遺跡調査・研究発表会

ア 事業の目的

NPO 法人鎌倉考古学研究所との共催で、市内の発掘調査に基づく遺跡の歴史的な意義や出土品の紹介などにより、郷土への理解を深めるとともに文化財愛護の精神を高揚するため事業を行う。



イ 事業の沿革

平成3年度に第1回を開催してから、平成29年度で第28回の開催となる。NPO 法人鎌倉考古学研究所（平成20年度までは鎌倉考古学研究所）との共催。

ウ 平成29年度事業実績

	開催日	開催場所	講演内容等
第27回	平成29年 8月6日（日）	鎌倉生涯学習 センターホール	講師 新潟医療福祉大学教授 奈良貴史 「長谷小路周辺遺跡出土の古代人骨」 発表遺跡 ・長谷小路周辺遺跡 ・大倉幕府周辺遺跡 ・若宮大路周辺遺跡群 ・材木座町屋遺跡 ・北条時房・顕時邸跡 他紙上報告 ※入場者140人、資料販売数120部

(2) 鎌倉市遺跡調査速報展

ア 概要

市内の発掘調査に基づく遺跡の歴史的な意義の周知、出土品の紹介をするため、平成25年度から、前年度の市内での発掘調査成果を主として、速報展を開催している。特定非営利法人鎌倉考古学研究所と共催している鎌倉市遺跡調査・研究発表会の開催日にあわせて実施し、当日報告する地点の調査成果を中心に展示を行っている。



イ 平成 29 年度事業実績

開催日	開催場所	来場者数	展示遺跡数等
平成 29 年 8月2日(水)～6日(日) 5日間	ギャラリーC	496 人 (うち、高校生以下 13人)	6 遺跡 約 350 点 ・長谷小路周辺遺跡 ・大倉幕府周辺遺跡 ・若宮大路周辺遺跡群 (2 遺跡) ・材木座町屋遺跡 ・北条時房・顕時邸跡

(3) その他の展示

ア 概要

平成 28 年度に実施した市内での発掘調査成果について周知するため、地下道ギャラリーにおいて写真パネル展示を行った。また、市役所本庁舎 4 階文化財課執務室前に展示コーナーを設け、通年を通して出土品の公開を行った。

イ 平成 29 年度事業実績

(ア) 地下道ギャラリー

開催日	展示遺跡数等
平成 29 年 9 月 5 日(火) ～11 日(月) 7 日間	5 遺跡 ・長谷小路周辺遺跡 ・若宮大路周辺遺跡群 (2 遺跡) ・材木座町屋遺跡 ・北条時房・顕時邸跡 ※このほかに、市内で過去に出 土した出土品類を一部展示。



(イ) 文化財課執務室前展示コーナー

過去に市内の発掘調査で出土した中世の陶磁器類のほか、縄文土器、弥生土器等を展示し、数回の展示替えを実施した。



(4) 遺物貸出セット

ア 概要

小学校・中学校の児童・生徒に鎌倉の歴史や昔の暮らしの様子についての理解を深めてもらえるよう、授業で使えるように実際に市内の発掘調査で出土した土器などの生活用品をセットにして、随時貸出を行った。

イ 平成 29 年度事業実績

4 件

- ・ 玉縄小学校
縄文・弥生土器・中世
- ・ 稲村ガ崎小学校
縄文土器・中世
- ・ 今泉小学校
中世
- ・ 植木小学校
縄文・弥生土器



(5) 文化財の貸出・掲載等

ア 文化財の貸出

(ア) 通年貸出

貸出先	展覧会等の名称	貸出品
大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗博物館	常設展示	陶磁器類、金属・木製品など
埼玉県立歴史と民俗の博物館館長	常設展示	陶磁器類、骨製品ほか
土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム館長	調査研究	由比ヶ浜南遺跡出土の古人骨および獣骨資料
東京国立博物館	常設展示	陶磁器類
広島県立歴史博物館	常設展示	陶磁器類
埼玉県箕郷町教育委員会	常設展示	瓦
鎌倉税務署	ロビー展示	陶磁器類、骨製品、石製品等
(有)ビックサークル	店内展示	当該地で出土した陶磁器類、建築部材等

(イ) 一時貸出

貸出先	展覧会等の名称	貸出品	展示期間
国立歴史民俗博物館	企画展「URUSHIふしぎ物語」	佐助ヶ谷遺跡出土の漆パレット他 40 点	平成 29 年 7 月 11 日 ～平成 29 年 9 月 3 日

浦添市立美術館	企画展「URUSHIふしぎ物語」	佐助ヶ谷遺跡出土の漆パレットほか32点	平成29年9月15日～平成29年10月22日
横浜市歴史博物館	企画展「よこはまに稲作がやってきた」	手広八反目遺跡出土の土器等	平成29年9月16日～平成29年11月12日
神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課	平成29年度「かながわの遺跡」展	岩瀬上耕地遺跡出土の須恵器、金属製品等	平成29年11月25日～平成30年2月18日
神奈川県立金沢文庫	特別展「運慶－鎌倉幕府と靈驗伝説－」	国指定史跡永福寺跡出土品（県指定・市指定文化財）	平成30年1月13日～平成30年3月11日

イ 写真等貸出

(ア) 展示等

貸出先	目的	貸出写真等	展示期間等
静嘉堂文庫 美術館	奇美博物館「おもてなし 宴のうつわ・茶のうつわ」展パネル展示	政所跡出土の「束ねられたままの大量のかわらけ」写真	平成29年6月29日～平成29年11月12日
広島県立歴史博物館	平成29年度第3回ミニ展示「中世民衆の身だしなみ－草戸千軒の筭－」におけるパネル展示	長谷小路南遺跡出土の筭写真	平成29年7月28日～平成29年9月21日
(公財)元興寺文化財研究所	平成29年度夏季企画展「鎮物としての武具」における展示及び図録掲載	若宮大路周辺遺跡群出土の梅檀板写真等	平成29年9月2日～平成29年9月24日
堺市立博物館	平成29年度特別展「河内鑄物師の誇りⅣ－鎌倉大仏の鑄造と東国の鑄物師－」におけるパネル展示及び図録掲載	極楽寺中心伽藍遺跡出土の側面蓮華文軒丸瓦写真	平成29年11月5日～平成30年1月28日

神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課	平成 29 年度「かながわの遺跡」展におけるパネル展示	岩瀬上耕地遺跡遠景写真等	平成 29 年 11 月 25 日 ～平成 30 年 2 月 18 日
鎌倉学園中・高校	100 周年記念パネル展示	鎌倉学園建設時発掘調査現場写真	
(公財) 鹿児島県文化振興財団上野原縄文の森	上野原縄文の森第 51 回企画展「バックナンバー 古の美術品」における展示及び図録掲載	若宮大路周辺遺跡出土「青白磁龍首水注」写真	平成 30 年 4 月 24 日 ～平成 30 年 8 月 26 日
神奈川県立歴史博物館	常設展におけるパネル展示	今小路西遺跡出土陶磁器、浄智寺出土埋納銭写真等	平成 30 年 4 月 28 日～

(イ) 書籍掲載

貸出先	書籍等の名称	掲載写真等	発行年月日
株式会社クレタ	レディスバイク 6 月号	史跡和賀江嶋 史跡大仏切通	平成 29 年 5 月 1 日
(特非) 鎌倉考古学研究所	『かまくら考古』第 33 号	今小路西遺跡の遺構平面図及び調査時写真	平成 29 年 6 月 30 日
株式会社新潮社	芸術新潮 10 月号	史跡永福寺跡	平成 29 年 9 月 25 日
(株)建築資料研究社	「庭」2018 春号	史跡永福寺跡	平成 29 年 11 月 1 日
玉縄城址まちづくり会議	学術調査研究事業「鎌倉・玉縄城址の総構え」	昭和 29 年度鎌倉地形図のうち「長尾台」「渡内」各一枚、浜の大鳥居の写真	
有限会社高志書院	高橋慎一郎編『鎌倉の歴史—谷戸めぐりのススメ—』	史跡北条氏常盤亭跡タチンダイ他 19 点	平成 29 年 12 月 15 日

神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進協議会	冊子「鎌倉の文化財、その価値と魅力」第5回	鶴岡八幡宮境内 図	平成30年2月末
株式会社かまくら春秋社	『鎌倉検定公式テキストブック』	今小路西遺跡出土の天平木簡	平成30年4月25日
個人	East Sussex ”The circulation of elite Longquan celadon ceramics from China to Japan : an interdisciplinary and cross-cultural study”	根津美術館「南宋の青磁:宙をうつすうつわ」図版77 青磁片写真	平成30年
株式会社便利堂	高德院発行 『高德院 国宝阿弥陀如来坐像 平成27年度保存修理工事報告書』	鎌倉市教育委員会『鎌倉大仏周辺の発掘調査～大仏造営手法と大仏殿の推定～』11ページ 掲載図、根固め遺構写真	平成30年4月
三浦一族研究会	『三浦一族研究』第22号	出土鳥居根写真、長谷小路周辺遺跡出土噴砂痕写真	
株式会社雄山閣	『季刊考古学』143号	長谷小路周辺遺跡石棺墓・土壙墓写真	平成30年4月25日

ウ テレビ等放送

許可先	番組名	撮影場所	撮影日
テレビ神奈川	「猫のひたいほどワイド」	史跡和賀江嶋	平成29年6月9日
株式会社 ザ・ワークス	スーパーJチャンネル「なるほどジパング」	史跡和賀江嶋	平成29年11月14日

株式会社スパイス ファクトリー	映画鎌倉ものがたり ×NEWS ZERO	史跡大仏切通	平成29年11月15日
日本放送協会制作 局	日本人のおなまえっ	史跡永福寺跡	平成29年11月16日
株式会社ジェイコ ム湘南 鎌倉局	泉秀樹の歴史を歩く	史跡法華堂跡（源 頼朝墓・北条義時 墓）	平成29年11月29日

エ 資料調査対応等

調査者	資料名	承諾日
個人	若宮大路周辺遺跡群出土の高麗青磁等	平成29年6月2日
個人	由比ガ浜南遺跡出土の板碑	平成29年6月30日
個人	玉縄城跡出土の遺物	平成29年12月28日

(6) 文化財めぐり

ア 事業の目的

市民等を対象に市内に存する文化財を紹介し、文化財愛護の機運を醸成するため事業を行った。



イ 開催実績

- ・開催日：平成29年11月17日（金）
- ・場 所：英勝寺（鎌倉市扇ガ谷 1-16-3）
- ・テーマ：重要文化財 英勝寺の諸堂

～同寺に所在する、国指定重要文化財を訪ねて～

- ・講 師：文化財課 学芸員 浪川職員
- ・参加人数：21名

(7) 郷土芸能大会

ア 鎌倉市郷土芸能保存協会の概要

郷土芸能の保護・育成を図るため、後継者の育成指導、郷土芸能の公開などを行い、郷土の芸能等の保存に寄与することを目的としている。昭和45年2月に発足した協会で、現在20団体が加盟している。（平成29年8月4日付けで「今泉田植唄保存会」が活動休止により脱退）

今泉はやし会	光明寺（声明）
大船鎌倉囃子保存会	腰越天王囃子保存会
鎌倉神楽（大町）	小袋谷囃子会
鎌倉神楽（御霊神社）	材木座天王唄保存会
鎌倉神楽保存会	材木座囃子連中
鎌倉囃子大町祇園会	坂ノ下さざなみ会
鎌倉囃子山崎保存会	坂ノ下囃子連
鎌倉鳶職組合木遣保存会	台祭囃子保存会
葛原岡神社由比ガ浜囃子連	面掛行列（御霊会）
建長寺鎌倉流御詠歌講	山之内囃子保存会

イ 第48回鎌倉郷土芸能大会開催実績

(ア) 祭ばやし大会

平成29年9月10日（日）

於 鶴岡八幡宮源氏池畔

【出演団体】今泉はやし会、鎌倉囃子大町祇園会、葛原岡神社由比ガ浜囃子連、材木座囃子連中、坂ノ下囃子連、山之内囃子保存会



小袋谷囃子会（はやし獅子）

(イ) 郷土芸能大会

平成29年11月19日（日）

於 光明寺本堂

【出演団体】鎌倉囃子山崎保存会、鎌倉鳶職組合木遣保存会、建長寺鎌倉流御詠歌講、光明寺（声明）、腰越天王囃子保存会、小袋谷囃子会、材木座天王唄保存会、坂ノ下さざなみ会、台祭囃子保存会

(8) 有償図書一覧

・『鎌倉の文化財』(市指定文化財を写真と解説文で紹介。)

図書名	体裁	掲載文化財・所有者名
鎌倉の文化財 第10集	昭和55年12月刊行/A5判/ 総頁70ページ/頒価400円	◇石造 手水鉢(鶴岡八幡宮)◇石造 供養塔(葉王寺)◇石造 板碑(光照寺)◇紙本著色 束帯天神像 附 紙本墨書 天神名号(荏柄天神社)◇木造 栄西禅師坐像(寿福寺)◇木造 達磨大師坐像(寿福寺)◇木造 阿弥陀如来及び両脇侍菩薩立像(向福寺)◇平井家文書(平井恒太郎)◇新撰菟玖波集(附箱極札二葉)(鶴岡八幡宮)◇大光明蔵(瑞泉寺)◇太平尼寺出土品 青磁蓋付鎬文壺 古瀬戸黄緑釉尊形花器(別願寺)◇千葉ヶ谷横穴群(田崎文康)◇フユザクラ(瑞泉寺)◇クロガネモチ(光明寺)◇ウスキモクセイ(円覚寺)
鎌倉の文化財 第11集	昭和56年11月刊行/A5判/ 総頁72ページ/頒価420円	◇石造 板碑(海蔵寺)◇紙本墨画 十六羅漢図(報国寺)◇紙本墨画 白衣観音図(寿福寺)◇木造 跋陀婆羅尊者立像(来迎寺)◇木造 阿弥陀如来立像(蓮乗院)◇木造 阿弥陀如来坐像(覚園寺)◇木造 大覚禅師坐像(建長寺)◇木造 仏燈国師坐像(竜峰院)◇木造 伝聖観音菩薩坐像(竜峰院)◇木造 散蓮華蒔絵前机(妙本寺)◇典籍 大覚禅師語録(附箱)(建長寺)◇典籍 仏燈国師語録(附箱)(建長寺)◇ビヤクシン(成福寺)◇イチョウ(妙本寺)◇ビヤクシン(円覚寺)
鎌倉の文化財 第12集	昭和57年12月刊行/A5判/ 総頁76ページ/頒価450円	◇石造 板碑(元徳四年銘)(葉王寺)◇石造 宝塔(大慶寺)◇絹本墨書 地藏菩薩像(高德院)◇絹本著色 奇文和尚像(松嶺院)◇木造 聖観音菩薩半跏像(禅居院)◇銅造 観音菩薩立像(青蓮寺)◇木造 如意輪観音坐像(光明寺)◇木造 住吉神倚像(鶴岡八幡宮)◇木造 阿弥陀如来及び両脇侍菩薩立像(光照寺)◇木造 古位牌(海蔵寺)◇石櫃(覚園寺)◇庚申塔(文政八年銘)(御霊神社)◇庚申塚(いなり道)(鎌倉市)◇ヤマザクラ(市原虎の尾)(安国論寺)◇シロシダレ(鶴岡八幡宮)
鎌倉の文化財 第13集	昭和58年12月刊行/A5判/ 総頁80ページ/頒価500円	◇絹本淡彩墨画 曇芳和尚像 附 東海昌俊筆点眼法語(仏日庵)◇木造 釈迦如来坐像(常楽寺)◇木造 毘沙門天立像(円光寺)◇木造 地藏菩薩坐像(仏日庵)◇木造 文殊菩薩騎獅半跏像(円覚寺(正統院))◇木造 文殊菩薩坐像(極楽寺)◇木造 思円房叡尊(興正菩薩)坐像(極楽寺)◇木造 良観房忍性(菩薩)坐像(極楽寺)◇木造 五大明王像 附 胎内納入品(明王院)◇剣(仏日庵)◇紙本墨書 不聞契聞墨跡(仏日庵)◇サザンカ(安国論寺)

鎌倉の文化財 第14集	昭和62年10月刊行 / A 5判 / 総頁68ページ / 頒価370円	◇絹本著色仏涅槃図(描表装) (瑞泉寺) ◇紙本著色朱衣達磨図(瑞泉寺) ◇紙本墨画芦雁図二曲屏風(成福寺) ◇木造韋駄天立像(浄智寺) ◇木造阿弥陀如来坐像(大長寺) ◇木造伽藍神倚像(寿福寺) ◇木造千手観音坐像(建長寺) ◇木造釈迦如来坐像(附 胎内銘札二枚)(大慶寺) ◇木造荒神立像(浄妙寺) ◇木造 聖僧文殊菩薩坐像(附 胎内銘札一枚)(覚園寺) ◇木造聖僧文殊菩薩坐像(附胎内銘札一枚)(建長寺) ◇紙本墨書額草「最勝輪」(附 扁額一幀)(黄梅院) ◇鎌倉木遣唄(鎌倉鳶職組合木遣保存会)
鎌倉の文化財 第15集	平成2年10月刊行 / A 5判 / 総頁64ページ / 頒価480円	◇絹本著色猿猴図(建長寺) ◇絹本著色錦江和尚像(建長寺) ◇絹本著色靈照女図(鎌倉市) ◇絹本著色頬焼阿弥陀縁起絵巻模本(光触寺) ◇木造阿弥陀如来立像(九品寺) ◇木造宝冠釈迦如来坐像(附 胎内銘札一枚)(白雲庵) ◇木造仏乗禪師坐像(報国寺) ◇木造聖観音菩薩坐像(明月院) ◇木造 光明寺世代像(光明寺) ◇木造漆塗明月膳・椀(明月院)
鎌倉の文化財 第16集	平成3年10月刊行 / A 5判 / 総頁66ページ / 頒価520円	◇木造円覚寺正統院鐘楼(円覚寺) ◇紙本著色日蓮上人松葉谷行状図(安国論寺) ◇紙本墨画白衣観音像(松嶺院) ◇紙本著色洋乎和尚像(報国寺) ◇紙本墨画白描菩薩図像(浄智寺) ◇木造観音三十三応現身立像(長谷寺) ◇木造樞翁妙環坐像(建長寺) ◇木造傑翁是英坐像(帰源院) ◇木造東岳文昱坐像(富陽庵) ◇木造 桃溪徳悟坐像(富陽庵) ◇木造今上牌(浄智寺) ◇紙本墨書夢窓疎石墨跡(黄梅院)
鎌倉の文化財 第17集	平成10年2月刊行 / A 5判 / 総頁72ページ / 頒価540円	◇絹本著色約翁和尚像(建長寺) ◇絹本著色中峰和尚像(明月院) ◇紙本著色指月和尚像(明月院) ◇板絵著色金彩本堂障壁画(附細川耆姫像)(妙法寺) ◇木造妙隆寺祖師高僧像(妙隆寺) ◇木造願行房円満上人坐像(安養院) ◇木造真言八祖像(附胎内納入銘札二枚)(青蓮寺) ◇木造熊野権現坐像(附木造隨身半跏像二軀・木造獅子像二軀)(熊野神社) ◇銅造釈迦如来及び五百羅漢像(建長寺) ◇光明寺文書(光明寺) ◇浄光明寺文書(浄光明寺) ◇河内家文書(個人)
鎌倉の文化財 第18集	平成11年3月刊行 / A 5判 / 総頁74ページ / 頒価530円	◇木造妙法寺表門(妙法寺) ◇木造浄光明寺阿弥陀堂(附棟札)(浄光明寺) ◇木造浄光明寺山門(浄光明寺) ◇絹本著色夢窓和尚像(瑞泉寺) ◇紙本著色持念珠天神立像(鎌倉市) ◇紙本墨画淡彩渡唐天神像(鎌倉市) ◇木造阿弥陀如来立像(浄妙寺) ◇紙本著色建長寺境内絵図(建長寺) ◇明月院文書(一八通)(明月院) ◇鎌倉神楽(鎌倉神楽保存会) ◇大伴神主家墓所(浄光明寺) ◇番場ヶ谷やぐら群(鎌倉市)
鎌倉の文化財 第19集	平成12年9月刊行 / A 5判 / 総頁68ページ / 頒価380円	◇木造常楽寺山門(常楽寺) ◇絹本墨画水月観音図(円覚寺) ◇木造歡喜天立像(巨福呂坂町内会) ◇銅造燭台(建長寺) ◇銅造火鈴(建長寺) ◇紙本墨書中巖圓月墨跡(常盤山文庫) ◇東慶寺縁切文書(東慶寺) ◇小丸家旧蔵東慶寺縁切文書(鎌倉市) ◇荏柄天神社文書(荏柄天神社) ◇相馬師常墓やぐら(鎌倉市) ◇ビヤクシン(浄光明寺) ◇ビヤクシン(イブキ)(建長寺)

鎌倉の文化財 第20集	平成16年1月刊行／A5判／ 総頁75ページ／頒価240円	◇木造光明寺総門（光明寺）◇木造荏柄天神社本殿附鎌倉荏柄山天神社由緒書（荏柄天神社）◇絹本著色白衣観音像（建長寺）◇木造薬師如来及び両脇侍菩薩像（海蔵寺）◇木造聖徳太子立像（成福寺）◇木造虚空蔵菩薩坐像（成福寺）◇紙本著色鶴岡八幡宮境内絵図（鶴岡八幡宮）◇紙本著色光明寺境内絵図（光明寺）◇紙本墨画浄光明寺敷地絵図（浄光明寺）◇紙本墨書建長寺年中諷経并前住記（建長寺）◇木造報恩寺梁牌銘（瑞泉寺）◇慈恩院年貢枿（浄光明寺）
鎌倉の文化財 第21集	平成21年3月刊行／A5判／ 総頁62ページ／頒価600円	◇木造熊野神社本殿（熊野神社）◇絹本著色蓮池図（建長寺）◇木造阿弥陀如来及び両脇侍菩薩立像（来迎寺）◇木造毘沙門天立像（常楽寺）◇木造釈迦如来坐像（浄妙寺）◇銅造梵鐘（円覚寺）◇銅造梵鐘（円覚寺）◇板締染型板（鎌倉市）
鎌倉の文化財 第22集	平成29年11月刊行／A5判／ 総頁78ページ／頒価500円	◇木造鶴岡八幡宮末社白旗神社本殿及拝殿（鶴岡八幡宮）◇絹本著色地藏菩薩図（鎌倉市）◇絹本著色羅漢図（報国寺）◇絹本著色釈迦三尊図（建長寺）◇木造宝冠釈迦如来坐像（妙本寺）◇木造釈迦如来坐像（東慶寺）◇木造夢窓国師坐像（黄梅院）◇銅造観音菩薩御正躰（八雲神社）◇銅造鑿子（円覚寺）◇紙本著色極楽寺境内絵図（極楽寺）

・ 『鎌倉近世史料』

図書名	概要	内容
長谷・坂ノ下村編	昭和50年10月刊行／A5判、 上製本／総頁341ページ／頒価 2,000円	長谷の石渡彦四郎氏、長谷上町念仏講中、坂ノ下の安斉松平氏、三橋三郎氏、長田正則氏、坂ノ下地神講中、山本音春氏、東京大学史料編纂所、富山県立図書館所蔵史料計247点を収録。
十二所編	昭和51年8月刊行／A5判、 上製本／総頁500ページ／頒価 2,500円	大木力雄氏、大木慶司氏、小丸敏雄氏の3氏所蔵、および山口家旧蔵の文書133点を収録。東慶寺領および明月院領に関する史料が中心。
小袋谷編（上）	昭和52年10月刊行／A5判、 上製本／総頁598ページ／頒価 2,600円	昭和49年4月に鎌倉市指定文化財（文書）に一括指定を受けた平井恒太郎氏所蔵文書のうち寛永期～天明期までの202点の文書等を収録。
小袋谷編（下）	昭和53年12月刊行／A5判、 上製本／総頁562ページ／頒価 2,800円	小袋谷編（上）に続き、平井恒太郎氏所蔵文書のうち、寛政期～明治期までの文書等285点を収録。旧小袋谷村に関する貴重な史料として価値が高い。
浄明寺編・二階堂編 ・西御門編 （上・下2冊揃）	昭和56年3月刊行／A5判、 上製本／総頁800ページ／頒価 6,100円	林邦雄氏所蔵の史料84点、城田梅吉氏所蔵の史料34点、鈴木長八郎氏所蔵の史料13点を収録。
手広編（1） 内海家（上）	昭和58年3月刊行／A5判、 上製本／総頁244ページ／頒価 3,200円	内海賢弑氏所蔵の文書等40点を収録。慶安元年～文久元年までの史料を所収。

手広編(2) 内海家(中)	昭和59年3月刊行/A5判、 上製本/総頁519ページ/頒価 4,000円	内海宏次氏所蔵史料のうち、天正19年～明治31年 までの史料を所収。
手広編(3) 内海家(下)	昭和62年3月刊行/A5判、 上製本/総頁338ページ/頒価 3,300円	内海宏次氏所蔵史料のうち、明治期の帳簿類を中 心に68点の文書等を所収。
手広編(4) 和田家(上)	平成2年3月刊行/A5判、 上製本/総頁390ページ/頒価 3,800円	和田寿夫氏所蔵史料のうち、天正19年～元治2年 までの文書等103点を収録。文化・文政年間の證 文・帳簿・文書類を中心とした史料群。
手広編(5) 和田家(中)	平成3年3月刊行/A5判、 上製本/総頁372ページ/頒価 4,000円	和田家(上)に続き、和田寿夫氏所蔵史料のう ち、天明6年～明治20年までの文書等63点を収 録。證文・帳簿類をはじめ、幕府や明治政府の達 など多岐にわたる。
手広編(6) 和田家(下) 内海家補遺	平成5年12月刊行/A5判、 上製本/総頁359ページ/頒価 4,000円	和田寿夫氏所蔵史料の29点及び補遺として内海宏 次氏所蔵史料のうち140点を収録。巻末に片桐一男 氏の略解題を付す。
扇ガ谷編(1) 河内家(1)	平成10年3月刊行/A5判、 上製本/総頁313ページ/頒価 4,800円	市内扇ガ谷の河内家に伝わる寛永12年から天保11 年までの文書等105点を収録。工匠河内家が作事、 普請を手がけた英勝寺に関する文書等を多数掲 載。
扇ガ谷編(2) 河内家(2)	平成14年3月刊行/A5判、 上製本/総頁326ページ/頒価 2,600円	河内家文書の続編。天保11年～嘉永7年までの文 書等47点を収録。英勝寺に関する文書が中心であ るが、光明寺山門に関する文書等も収録。

・『発掘調査報告書』

図書名	概要	内容
(推定)藤内定員邸跡 発掘調査報告書	昭和60年2月刊行/B5判/ 総頁246ページ/頒価1,000円	中央公民館(現:鎌倉生涯学習センター)建設に 伴う発掘調査の報告。14世紀の方形竪穴建築址、 15世紀の土墳墓などを発見。
向荏柄遺跡 発掘調査報告書	昭和60年2月刊行/B5判/ 総頁214ページ/頒価900円	市立第二小学校体育館建設に伴う発掘調査の報 告。武家屋敷と推定される13～14世紀の遺構群を 発見。
鶴岡八幡宮境内 発掘調査報告書	昭和60年2月刊行/B5判/ 総頁182ページ/頒価1,000円	史跡鶴岡八幡宮境内における鎌倉国宝館収蔵庫建 設に伴う発掘調査の報告。鶴岡八幡宮が創建され る以前の時期の埋葬人骨や木製五輪塔婆などを発 見。
関谷島ノ神西遺跡 発掘調査報告書	昭和60年2月刊行/B5判/ 総頁84ページ/頒価500円	市内関谷における一般廃棄物最終処分場設置に伴 う発掘調査の報告。縄文時代後期の竪穴住居跡5 軒、埋甕3基などの遺構を発見。
北条泰時・時頼邸跡 発掘調査報告書	昭和60年8月刊行/B5判/ 総頁38ページ/頒価300円	市内雪ノ下一丁目における店舗併用住宅の建設に 伴う発掘調査の報告。若宮大路の東側の側溝から は「一丈伊北太郎跡」、「一丈南くのにの井の四郎 入道跡」の木簡が発見されている。

・その他

図書名	概要	内容
としよりの話 (鎌倉市文化財資料 第7集)	昭和46年12月初版刊行/A5 判/総頁356ページ/頒価1,000 円	「鎌倉に生まれて鎌倉に暮らしている」お年寄り 225名から聞き取りを行った庶民生活の記録。信 仰、年中行事、仕事、言い伝えなど聞き取られた 話の内容は多岐にわたり興味深い。

5 史跡の公有地化・整備維持管理

(1) 史跡の公有地化

次の史跡の公有地化を行った。

史跡名	地番	面積 (㎡)	登記日
史跡鶴岡八幡宮境内	雪ノ下二丁目 37番1 38番	768.08	平成30年2月27日
史跡朝夷奈切通	十二所315番 2315番3	244.55	平成30年1月16日
史跡名越切通	大町五丁目 2034番2	3,662.62	平成30年1月16日

(2) 史跡の整備

ア 国指定史跡永福寺跡

場内へのサイン設置、場内段差解消等、整備事業報告書作成を進めた。

史跡永福寺跡は平成29年6月に公開活用に向けた整備事業を終了し、整備範囲の一般公開を開始した。公開に際し、場内案内、方向指示等のサインを設置した。また、場内の障害者駐車場がある広場への入口部分の段差解消工事を実施した。

この他、整備事業が完了したことを受け、平成30年3月に整備報告書を刊行した。

イ 国指定史跡大町釈迦堂口遺跡

隧道部に崩落の危険性があることから立入禁止としているが、史跡の保全と通行の再開に向け、平成28年度に地盤調査を行い、平成29年度はその地盤調査の結果を踏まえ、崩落対策工事にかかる基本設計を実施した。

(3) 史跡の公開活用

ア 市主催説明会等

(ア) 史跡永福寺跡整備終了報告会

史跡永福寺跡の整備工事終了に合わせて報告会を開催した。当日は、鎌倉市長の挨拶、鎌倉もののふ隊による甲冑行列、湘南工科大学との協働事業の成果であるAR・VRの体験を行うとともに、現地説明会を実施した。

日程：平成29年7月17日（月）

開催場所：史跡永福寺跡

参加者：約300名

(イ) 史跡永福寺跡夜間開放（お月見の会）

中秋の名月に合わせて通常は閉場している夜間帯の開放を試行した。

日時：平成29年10月4日（水）午後5時から7時

参加者：約100人

(ウ) 史跡永福寺跡の公開活用に関する意見交換会

史跡永福寺跡の公開活用について、近隣住民から意見を聴くため、意見交換会を開催した。

日程：平成30年3月10日（土）

開催場所：鎌倉宮休憩所

出席者：二階堂親和会員20名

(エ) 市民団体等への説明、案内

平成29年12月14日（木）湘南史友会 30名

イ 史跡永福寺跡使用

許可団体	許可期間	許可内容
東日本電信電話株式会社	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	電柱用地
東京電力パワーグリッド株式会社	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	電柱用地
二階堂新和会	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	防災倉庫 掲示板設置
鎌倉市	平成29年11月16日	史跡紹介端末 コンテンツ制作
個人団体	平成29年8月11日	ワークショップ
日本放送協会制作局	平成29年10月6日	撮影
株式会社新潮社	平成29年8月8日	撮影

ウ 目的外使用

史跡名	許可団体	許可期間	許可内容
北条氏常盤亭跡	東日本電信電話株式会社	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	電柱用地
北条氏常盤亭跡	東京電力パワーグリッド株式会社	平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	電柱用地
北条氏常盤亭跡	馬のいる街プロジェクト	平成29年5月27日～ 平成29年5月28日	武家文化体験

北条氏常盤亭跡	梓想庵	平成 29 年 10 月 24 日	写真撮影
北条氏常盤亭跡	株式会社アストライ	平成 29 年 9 月 15、19、22、30 日 10 月 20 日～10 月 22 日 11 月 4 日～11 月 6 日 11 月 10 日～11 月 13 日 11 月 17 日～11 月 20 日 12 月 1 日～12 月 4 日 12 月 8 日～12 月 11 日 12 月 15 日～12 月 18 日 平成 30 年 3 月 2、3 日 3 月 9 日～3 月 12 日 3 月 19 日～31 日	写真撮影
大町釈迦堂口遺跡	東京電力パワーグリッド株式会社	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	電柱用地
大町釈迦堂口遺跡	大町六・七丁目自治会	平成 29 年 7 月 21 日～ 平成 29 年 7 月 28 日	ラジオ体操
鶴岡八幡宮境内	東日本電信電話株式会社	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	電柱用地
鶴岡八幡宮境内	東京電力パワーグリッド株式会社	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	電柱用地
鶴岡八幡宮境内	横須賀三浦地域県政総合センター	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	看板設置用地
鶴岡八幡宮境内	公益財団法人鎌倉風致保存会	平成 29 年 11 月 18 日～ 平成 29 年 11 月 24 日	仮設トイレ設置
鶴岡八幡宮境内	鎌倉市	平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日	防災無線用地

(4) 市民活動団体との協働による史跡の維持管理

次のとおり NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーとの協働で史跡の維持管理を行った。

平成 29 年 4 月 19 日	東勝寺跡①
平成 29 年 4 月 22 日	法華堂跡①
平成 29 年 5 月 17 日	大町釈迦堂口遺跡①

平成 29 年 5 月 23 日	北条氏常盤亭跡①
平成 29 年 6 月 24 日	永福寺跡①
平成 29 年 7 月 11 日	永福寺跡②
平成 29 年 9 月 20 日	北条氏常盤亭跡②
平成 29 年 10 月 10 日	法華堂跡②
平成 29 年 10 月 18 日	法華堂跡③
平成 29 年 11 月 14 日	大町釈迦堂口遺跡②
平成 29 年 11 月 22 日	北条氏常盤亭跡③
平成 29 年 12 月 12 日	大町釈迦堂口遺跡③
平成 29 年 12 月 20 日	北条氏常盤亭跡④
平成 30 年 1 月 9 日	北条氏常盤亭跡⑤
平成 30 年 3 月 13 日	北条氏常盤亭跡⑥

6 鎌倉国宝館の管理運営

(1) 沿革と特色

鎌倉国宝館は昭和3年4月3日に開館した歴史・美術博物館で、鎌倉の貴重な文化財を良好な環境の下で保管するとともに、市民や鎌倉を訪れる観光客などに、鎌倉の歴史や文化を知る機会を提供するため、展示・公開を行っている。

本館は、大正12年の関東大震災において、鎌倉の歴史ある多くの社寺が倒壊し、貴重な文化財が損失されたことから、不時の災害から由緒ある文化遺産を保護し、あわせて鎌倉を訪れる方々がこれらの文化財を容易に拝観・見学できるよう、一堂に展示する施設として企画・設立された。

「国宝館」の名称は、本館設立当時施行されていた、古社寺保存法やこの法を受け継いだ国宝保存法に規定される「国宝」を多数所蔵していたことに由来するものである。その後、文化財保護法の施行（昭和25年）により、「国宝」の規定が大きく変わり、当時の「国宝」の多くが「重要文化財」に変更となり現在に至っている。

しかし、設立時の基本方針は現在も引き継いでおり、本市が所有する文化財はもとより、鎌倉市域や近隣の社寺から寄託されたさまざまな文化財について、良好な環境の下で安全に保管するとともに、平常展示や年数回の特別展示において、広く市民に公開している。

また、長い歴史のなかで鎌倉から流失してしまった文化財も少なくなく、こうしたものを発見・入手し鎌倉に復帰させることも重要な課題となっている。

さらに、鎌倉の文化財を総合的に調査し、その成果を『鎌倉国宝館図録』・『鎌倉志料』等として継続的に刊行するとともに、列品解説、「国宝館友の会」の活動支援、講演会等を実施するなど、鎌倉の歴史・文化の普及活動に努めている。

(2) 館のあゆみ

鎌倉国宝館の設立に際しては趣旨に賛同した「鎌倉同人会」をはじめ、多くの人々から多額の寄付が寄せられ、昭和3年に多数の文化財の寄託を受け開館した。

その後、昭和25年に現在の「文化財保護法」が制定されると、26年には法に基づく勧告・承認出品施設となり、同年の博物館法制定の翌27年には登録博物館となった。

昭和58年12月に新館（収蔵庫）が竣工し、平成3年3月には本館（展示場）を改修するなど施設の充実が図られ、平成8年には公開承認施設に認定された。

平成12年に校倉風造りの本館が、国の登録有形文化財に登録された。

平成19年に新館収蔵庫の空調設備、25年には本館展示場の空調設備の大規模修繕を行った。

また、平成20年に新館収蔵庫に免震装置を設置し、平成21年には本館彫刻展示場にも免震装置を設置するなど、収蔵資料の安全な保管に努めている。

昭和3年4月	町立鎌倉国宝館開館
昭和4年3月	国宝保存法制定
昭和14年11月	市制施行 市立鎌倉国宝館となる
昭和20年6月	収蔵品の一部、津久井郡串川村に疎開
8月	一時閉館
10月	再開館
昭和21年5月	疎開していた資料復帰
昭和23年10月	創立20周年祝賀式典開催
昭和25年5月	文化財保護法制定
昭和26年5月	勸告・承認出品施設となる
12月	博物館法制定
昭和27年8月	登録博物館となる
10月	鎌倉市教育委員会設置、その管轄下となる
昭和30年11月	神奈川県博物館協会発足、会員となる
昭和44年3月	『鎌倉国宝館四十年略史』刊行
昭和45年11月	友の会発足
昭和49年10月	財団法人氏家浮世絵コレクション設立
昭和58年12月	新館（収蔵庫）竣工
平成3年3月	本館（展示場）改修
平成8年12月	公開承認施設となる
平成12年5月	本館が登録有形文化財に登録される
平成20年12月	収蔵庫に免震装置を設置
平成21年12月	本館彫刻展示場に免震装置を設置

(3) 施設の概要

ア 設備等

敷地面積	3,550.81 m ²
建築面積	1,338.65 m ²
	本館 798.84 m ²
	新館 539.81 m ²
延床面積	2,270.54 m ²
	本館 1,189.84 m ²
	新館 1,080.69 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造
	本館 地上2階
	新館 地上2階、地下1階

内 容	本館 1階（収蔵庫）	388.03 m ²
	2階（展示場）	594.92 m ²
	新館 1階（館長室、事務室等）	344.19 m ²
	2階（収蔵庫）	378.00 m ²
	地階（機械室、修理室、収蔵庫等）	358.80 m ²
	内収蔵庫	50.08 m ²
設 備	空調関係	温湿度自動制御（全館）
	照明関係	紫外線防止蛍光灯（展示場、収蔵庫、研究室）
	免震関係	免震装置（収蔵庫、彫刻展示場）
	防火・防犯関係	録画機能付監視モニターテレビ設備（全館）
		機械警備システム・夜間巡回警備（全館）
		自動火災報知設備（全館）
屋内消火栓		
	ハロンガス消火設備（収蔵庫）	

イ 開館時間・休館日

午前9時～午後4時30分（入館は4時まで）

月曜日（休日の場合は次の平日）

月に一度程度の展示替え日、殺虫燻蒸期間、年末等

ウ 観覧料

平常展示

一般 300円（210円） 小・中学生 100円（70円）

特別展（春・秋季特別展 以外）

一般 400円（300円） 小・中学生 200円（100円）

特別展（春季特別展）

一般 500円（400円） 小・中学生 200円（100円）

特別展（秋季特別展）

一般 600円（500円） 小・中学生 200円（100円）

割引券（秋季のみ） 一般550円 小・中学生 150円

※（ ）内は20名以上団体料金

※市内の小・中学生及び65歳以上の市民は無料

(4) 機構と職員

ア 国宝館協議会

委員定数6名 任期2年

○平成 27 年 11 月 15 日～平成 29 年 11 月 14 日まで

会 長 八幡義信（元鎌倉女子大学教授）
副会長 錦昭江（鎌倉女学院中・高等学校校長）
大三輪龍哉（宗教法人浄光明寺代表役員）
副島弘道（大正大学教授）
吉田茂穂（宗教法人鶴岡八幡宮宮司）
吉田榊子（画家）

○平成 29 年 11 月 15 日～平成 31 年 11 月 14 日まで

会 長 八幡義信（元鎌倉女子大学教授）
副会長 錦昭江（鎌倉女学院中・高等学校校長）
大三輪龍哉（宗教法人浄光明寺代表役員）
副島弘道（大正大学教授）
吉田茂穂（宗教法人鶴岡八幡宮宮司）
吉田榊子（画家）

イ 職員

職員 4 名 嘱託員 1 名 計 5 名
館長（非常勤特別職） — 副館長 — 担当係長 — 国宝館担当 2 名

(5) 事業実施状況

ア 展覧会

平常展－中世鎌倉寺社絵図を中心に－	（4月1日～4月16日）14日間
鎌倉の至宝－優美なる慶派のほとけ－	（4月22日～6月4日）39日間
常盤山文庫名品展 2017－墨蹟の美と天神のかたち－	（6月10日～7月17日）33日間
平常展－特集陳列・音からみた鎌倉のかたち－	（7月22日～8月27日）33日間
国宝 鶴岡八幡宮古神宝	（9月1日～10月15日）39日間
鎌倉公方足利基氏－新たなる東国の王とゆかりの寺社－	（10月21日～12月3日）38日間
北斎と肉筆浮世絵－氏家浮世絵コレクションの至宝－	（1月4日～2月4日）28日間
ひな人形－おとめが受け継ぐたからもの－	（2月10日～3月4日）20日間
仏像入門－のぞいてみよう！ウラとワザ－	（3月10日～3月31日）19日間

イ 主な調査研究

- ・木造阿弥陀如来及び両脇侍立像（金剛寺蔵）等 調査・撮影 6月
- ・重文・覚園寺文書（覚園寺蔵）等 調査・撮影 9月
- ・相撲錦絵（鎌倉国宝館蔵）等 調査・撮影 10月
- ・重文・木造地藏菩薩立像（覚園寺蔵）等 調査・撮影 10月
- ・重文・黄梅院文書（黄梅院蔵）等 調査・撮影 1月

ウ 主な収蔵品貸出

- ・市文・籬菊螺鈿蒔絵手箱函（鎌倉国宝館） サントリー美術館 5月
- ・重文・頬焼阿弥陀縁起絵巻（光触寺） 奈良国立博物館 9月
- ・国宝・当麻曼荼羅縁起絵巻，重文・当麻曼荼羅（光明寺）他
栃木県立博物館 8月
- ・国宝・蘭溪道隆像（建長寺），籬菊螺鈿蒔絵硯箱（鶴岡八幡宮）他
京都国立博物館 9月
- ・県文・屈輪文大香合（円覚寺），阿弥陀五輪塔函鉦架支板（鎌倉国宝館）他
鎌倉彫資料館 10月
- ・重文・青磁袴腰香炉，仏日庵公物目録（円覚寺）他 神奈川県立金沢文庫 10月
- ・重文・菩薩面（鶴岡八幡宮），重文・薬師如来坐像（寿福寺）他
神奈川県立金沢文庫 1月
- ・国宝・蘭溪道隆墨蹟（建長寺），重文・足利尊氏願文（常盤山文庫）
九州国立博物館 2月

エ 出版

- ・特別展図録『「全国足利氏ゆかりの会」総会開催記念特別展
『鎌倉公方足利基氏－新たなる東国の王とゆかりの寺社－』刊行
- ・『鎌倉国宝館 収蔵名品目録』（第三版）刊行
- ・『鎌倉国宝館直伝！ 仏像のキホン』（第五版）刊行
- ・『The Basics of Buddhist Images』（『鎌倉国宝館直伝！ 仏像のキホン』英訳版）刊行

オ 普及活動

（講座）

○特別展「鎌倉公方足利基氏－新たなる東国の王とゆかりの寺社－」関連講座

- ・「足利基氏とその時代」

11月12日（日）開催

講師：山田邦明氏（愛知大学文学部教授）

受講者数：33名

- ・「足利基氏の早世と鎌倉・京都－鎌倉公方家の成立をめぐって－」
講師：植田真平氏（宮内庁書陵部研究員）
受講者数：28名

○館長講座

- ・「古文字を読んでみよう！」
1月21日（日）、2月4日（日）、2月18日（日）開催
講師：鈴木良明（鎌倉国宝館館長）
受講者数：各21名

○出張講座

- ・12月17日（日）開催 於・玉縄学習センター
講師：内藤浩之（鎌倉国宝館副館長）「鎌倉の仏像基礎知識」
受講者数：30名
- ・1月14日（日）開催 於・腰越学習センター
講師：内藤浩之（鎌倉国宝館副館長）「鎌倉の慶派仏像」
受講者数：22名
- ・2月25日（日）開催 於・玉縄学習センター
講師：石井千紘（鎌倉国宝館学芸嘱託員）「鎌倉の善派仏像」
受講者数：20名
- ・3月4日（日）開催 於・腰越学習センター
講師：金子智哉（鎌倉国宝館学芸員）、箱崎英里子（鎌倉国宝館学芸員）
「鎌倉国宝館と近代」
受講者数：5名

○鎌倉歴史文化交流館との連携事業

- ・コラボ講座「『足利尊氏』の研究最前線」
2月27日（火）、3月13日（火）開催
講師：阿部能久（鎌倉国宝館担当係長）
高橋真作（鎌倉歴史文化交流館担当係長）
受講者数：60名、40名
- ・展示替えにおける学芸員交流

○スタンプラリー5館（鎌倉国宝館・鎌倉歴史文化交流館・鎌倉市鍋木清方記念美術館・鎌倉市川喜多映画記念館・神奈川県立近代美術館鎌倉別館）連携事業

- ・トークセッション「鎌倉ミュージアムめぐり まち歩きガイド」
3月3日（土）開催 於・鎌倉歴史文化交流館

講師：5館学芸員

受講者数：60名

(イベント)

○トークイベント「仏像ラブ・トーク in 鎌倉市～仏像好きみんな集まれ!～」

3月11日(日)開催 於・鎌倉生涯学習センター

講師：はな氏(モデル)

真船きょうこ氏(漫画家)

塩澤寛樹氏(群馬県立女子大学教授)

受講者数：226名

○ガイドツアー「学芸員と行く!はじめての仏像ツアーin鎌倉市」

3月17日(土)開催 於・浄光明寺、来迎寺、鎌倉国宝館

受講者数：(日本語、2班)17名、20名、(英語、1班)15名

○夏休みこども仏像教室

8月7日(月)開催 於・鎌倉国宝館

講師：石井千紘(鎌倉国宝館学芸嘱託員)

参加者数：17名

○国宝館でひなまつり～オリジナル紙雛を作ろう!

特別展「ひな人形」関連イベント

2月18日(日)開催 於・鎌倉国宝館

講師：石井千紘(鎌倉国宝館学芸嘱託員)

参加者数：15名

○列品解説

・毎週土曜日午後2時開催 実施回数49回

○特別解説

・随時 実施回数48回(学校教育16回含む)

○学校教育連携

・インターンシップ対応

鎌倉女学院高等学校1年生(7月25～27日、4名)

・鎌倉女子大学との展覧会ポスター製作等(11月26日、学生7名・教員1名)

・特別解説等(実施16回)

○「鎌倉の名宝」（広報かまくらに掲載）

4月1日号 No.101・円覚寺華嚴塔図（黄梅院）

10月1日号 No.102・浄光明寺敷地絵図（浄光明寺）

3月1日号 No.103・地藏菩薩坐像（浄智寺）

○中央図書館との連携事業

・特別展「鎌倉の至宝－優美なる慶派のほとけ－」関連

公開講座「鎌倉の至宝－優美なる慶派のほとけ－」於・鎌倉市中央図書館

4月22日（土）開催 講師：石井千紘（鎌倉国宝館学芸嘱託員）

○鎌倉芸術館との連携事業

・「鎌倉国宝館で見る平家琵琶の世界」

7月29日（土）開催 演者：日吉省吾氏（生田流箏曲准師範）

講師：薦田治子氏（武蔵野音楽大学教授）

内藤浩之（鎌倉国宝館副館長）

・「古神宝に見る雅楽の世界」

9月9日（土）開催 講師：東儀博昭氏（宮内庁首席楽長）

金子智哉（鎌倉国宝館学芸員）

受講者数：各25名

○神奈川県立歴史博物館との共催事業

公開講座「若手学芸員による『愛しの仏像』トーク！」

6月4日（日）開催 於・鎌倉国宝館

講師：神野佑太氏（神奈川県立歴史博物館学芸員）

石井千紘（鎌倉国宝館学芸嘱託員）

受講者数：31名

○「鎌倉駅地下道ギャラリー50」でのパネル展示

12月26日（火）～1月8日（月）

○仏像模型作成と活用

木造十二神将立像（申神、鎌倉国宝館所蔵）の模型作成ならびにイベントや展示場でのハンズオン活用

○鎌倉国宝館友の会における講演

・4月28日（金）

- 講師：石井千紘（鎌倉国宝館学芸嘱託員）
「鎌倉の至宝—優美なる慶派のほとけ—」
- ・ 5月18日（木）
講師：鈴木良明（鎌倉国宝館館長）
「江戸時代の大仏復興」
 - ・ 6月28日（水）
講師：阿部能久（鎌倉国宝館担当係長）
「常盤山文庫の墨蹟と天神像」
 - ・ 7月28日（金）
講師：内藤浩之（鎌倉国宝館副館長）
夏坂冴子（鎌倉国宝館臨時的任用職員）
「中世鎌倉の宋元風絵画と彫刻」
 - ・ 9月7日（木）
講師：塩澤寛樹氏（群馬県立女子大学教授）
「鎌倉大仏の謎Ⅰ」
 - ・ 9月21日（木）
講師：塩澤寛樹氏（群馬県立女子大学教授）
「鎌倉大仏の謎Ⅱ」
 - ・ 11月14日（火）
講師：阿部能久（鎌倉国宝館担当係長）
「鎌倉公方足利基氏—新たなる東国の王とゆかりの寺社—」
 - ・ 3月20日（火）
講師：石井千紘（鎌倉国宝館学芸嘱託員）
「仏像入門—のぞいてみよう！ウラとワザ—」

(6) 主な出版物

〔※は絶版〕

- 鎌倉国宝館収蔵名品目録
- 鎌倉国宝館収蔵名品目録（英訳版）
- 英文案内書 Kamakura Museum
- 鎌倉国宝館直伝！ 仏像のキホン
- The Basics of Buddhist Images
- 中世鎌倉寺社絵図の世界
- 鎌倉国宝館図録
- ※1-3 鎌倉の彫刻 1 - 3
- ※4 鎌倉の肖像画
 - 5 鎌倉の絵巻
- ※6 鎌倉の仏画
- ※7 鎌倉の漆器
- ※8 鎌倉の肖像彫刻
- ※9 鎌倉の水墨画
- ※10 鎌倉の石塔
- ※11 鎌倉の古鐘
- ※12 鎌倉の仏像
- ※13 鎌倉の史跡
- ※14 鎌倉の中世建築
- ※15 鎌倉の古絵図Ⅰ
 - 16 鎌倉の古絵図Ⅱ
 - 17 鎌倉の古絵図Ⅲ
- ※18 鎌倉の中世出土遺品
 - 19 鎌倉彫
- ※20 鎌倉の墨蹟
 - 21 鎌倉の五輪塔
 - 22 鎌倉の宝篋印塔
 - 23 鎌倉の石仏・宝塔
- ※24 鎌倉の板碑
 - 25 鎌倉の漆器Ⅱ
 - 26 鎌倉の絵巻Ⅱ
- ※27 鎌倉の在名彫刻Ⅰ
 - 28 鎌倉の在名彫刻Ⅱ
 - 29 鎌倉の在名彫刻Ⅲ
 - 30 鎌倉の近世障壁画
 - 31 鎌倉の水墨画（祥啓と玉隠）
 - 32 鎌倉の頂相画
 - 33 鎌倉の金工
- 34 鎌倉の書Ⅰ 僧侶
- 35 鎌倉の書Ⅱ 武人
- 36 鎌倉の肖像彫刻Ⅰ 頂相
- 37 鎌倉の肖像彫刻Ⅱ 武人・高僧
- 38 特輯 鎌倉の国宝
- 鎌倉国宝館論集
 - ※1 鎌倉の彫刻
 - ※2 鎌倉の古道
 - ※3 江の島と錦絵
 - ※4 鎌倉の廃寺（禅宗の部）
 - ※5 鎌倉の廃寺（永福寺など）
 - ※6 鎌倉の廃寺（諸宗の部）
 - ※7 鎌倉の新鐘（江戸時代）
 - ※8 鎌倉の教学
 - ※9 鎌倉の板碑
 - ※10 鎌倉東慶寺の縁切寺法
 - ※11 鎌倉地方造像関係資料第一集
 - ※12 鎌倉地方造像関係資料第二集
 - ※13 鎌倉地方造像関係資料第三集
 - ※14 鎌倉地方造像関係資料第四集
 - ※15 鎌倉地方造像関係資料第五集
 - ※16 鎌倉地方造像関係資料第六集
 - 17 鎌倉地方造像関係資料第七集
 - 18 鎌倉地方造像関係資料第八集
- 鎌倉志料
 - 1 鎌倉五山記ほか
 - 2 鎌倉五大堂事蹟備考ほか
 - 3 鹿山衆評帳ほか
 - 4 建長寺常住日記（Ⅰ）
 - 5 建長寺常住日記（Ⅱ）
 - 6 建長寺常住日記（Ⅲ）
 - 7 建長寺常住日記（Ⅳ）
 - 8 建長寺常住日記（Ⅴ）
 - 9 建長寺常住日記（Ⅵ）
 - 10 建長寺常住日記（Ⅶ）
 - 11 建長寺常住日記（Ⅷ）

(7) 資料関係

○ 収蔵品一覧

1,072 件 5,329 点

種別	国宝	重文	重美	県文	市文	未指定	計
寄託品	7 件 45 点	90 件 886 点	12 件 12 点	20 件 79 点	78 件 521 点	560 件 1,314 点	766 件 2,856 点
館蔵品		1 件 2 点	1 件 1 点	3 件 16 点	11 件 232 点	291 件 2,223 点	306 件 2,473 点
計	7 件 45 点	91 件 888 点	13 件 13 点	23 件 95 点	89 件 753 点	851 件 3,537 点	1,072 件 5,329 点

※重文＝重要文化財、重美＝重要美術品、県文＝県指定文化財、市文＝市指定文化財

※収蔵品のうち、重美と市文を兼ねる作品が2件2点（寄託品1件1点、館蔵品1件1点）あり、両方で数える。指定種別の総計は該当数の和となるが、寄託品・館蔵品・収蔵品の総計は重複を除外した数とする。

※館蔵品の統計は平成21年度新統計による。

平成29年度収蔵品：0件

○ 写真原版総数

92,924 枚

種別	35mm	6×4.5	6×6	6×7	6×9	手札	4×5	5×7	8×10	計
モノクロ	42,869		5,796	25,949	5,487	505	3,406			84,012
カラー	133	40	4	3,294	217		5,168	52	4	8,912
計	43,002	40	5,800	29,243	5,704	505	8,574	52	4	92,924

(8) 入館者動向

○月別入館者数

月	開館日数	入場者総数	1日平均	団体		個人												無料	観覧料計	
						一般						小・中								
				一般	小・中	一般	環境	割引	県利用券	市助成券	特別割引	前売(入場数)	小・中	環境	割引	県利用券	市助成券			人
4月	22	3,414	155	83	29	2,608	16	0	9	2	0	0	0	304	0	0	0	0	363	1,055,010
5月	27	6,689	248	549	0	4,042	19	1	8	5	0	0	1,129	4	0	0	0	932	2,482,500	
6月	22	3,735	170	216	129	2,198	19	0	3	2	0	0	752	1	0	0	0	415	1,192,300	
7月	23	2,510	109	59	0	1,726	18	0	2	5	0	0	181	4	0	0	1	514	691,100	
8月	25	3,194	128	15	20	2,582	19	0	0	5	0	0	308	0	0	0	0	245	816,200	
9月	26	4,084	157	173	24	2,887	32	0	1	2	0	0	340	1	0	0	0	624	1,289,650	
10月	22	4,028	183	362	274	2,340	15	15	2	5	0	0	403	6	0	0	0	606	1,314,450	
11月	26	4,870	187	300	143	2,939	24	100	0	2	0	0	600	14	0	0	0	748	2,114,200	
12月	3	777	259	25	0	454	6	17	0	2	0	0	110	0	0	0	0	163	319,900	
1月	24	5,793	241	171	0	4,291	14	0	7	2	0	0	256	1	0	0	0	1,051	1,827,550	
2月	20	3,991	200	144	0	2,707	15	0	7	8	0	0	194	1	0	1	0	914	1,176,400	
3月	23	4,197	182	64	0	3,025	23	0	6	16	0	0	196	2	0	0	3	862	1,286,150	
計	日	人	人	人	人	人	人	人	人	人	枚	人	人	人	人	人	人	人	円	
	263	47,282	180	2,161	619	31,799	220	133	45	56	0	0	4,773	34	0	1	4	7,437	15,565,410	

○特別展入館者数

特別展名称	開催期間	開催日数	総入館者	一日平均
鎌倉の至宝～優美なる慶派のほとけ～	4月22日～6月4日	39日間	9,199人	236人
常盤山文庫名品展2017	6月10日～7月17日	33日間	4,360人	132人
国宝鶴岡八幡宮古神宝	9月1日～10月15日	39日間	7,045人	181人
鎌倉公方 足利基氏	10月21日～12月3日	38日間	6,714人	177人
北斎と肉筆浮世絵 －氏家浮世絵コレクションの至宝－	1月4日～2月4日	28日間	6,839人	244人
ひな人形－おとめが受け継いだからもの－	2月10日～3月4日	20日間	3,910人	196人
仏像入門～のぞいてみよう！ウラとワザ～	3月10日～3月31日	19日間	3,232人	170人

7 鎌倉歴史文化交流館の管理運営

(1) 沿革と特色

平成 29 年 5 月 15 日、世界的に著名な建築家ノーマン・フォスター氏の設計事務所(フォスター+パートナーズ)が手がけた個人住宅を活用して開館した。

鎌倉で発掘された出土品を中心に、原始・古代から近現代に至る鎌倉の歴史を紹介している。ジオラマ・プロジェクションマッピングや VR をはじめとする最新の映像展示、随所に施された特殊な建築資材、中世の景観を彷彿とさせる庭園、高台からの海の眺望も見どころとなっている。最新の発掘調査の成果をふまえた企画展、講座やワークショップなどの各種イベントも随時開催している。

(2) 施設の概要

ア 設備等

本館建物延べ面積:1,137.77 平方メートル

別館建物延べ床面積:267.56 平方メートル

イ 開館時間・休館日

開館時間 10:00-16:00(入館は 15:30 まで)

休館日 日曜・祝日、年末年始、展示替え期間など

ウ 観覧料

観覧料 一般 300 円[210 円]、小・中学生 100 円[70 円]

※[]内は 20 名以上団体料金

(3) 事業実施状況

ア ギャラリートーク(学芸員による展示解説)

平成 29 年 7 月 22 日(土)以降、毎週土曜日 11:00 から

イ 展覧会

・企画展「甦る永福寺—史跡永福寺跡整備記念—」

平成 29 年 10 月 19 日(木)～12 月 9 日(土)

・発掘調査速報展 2018vol.1「特集:鎌倉の構造と境界」若宮大路周辺遺跡群/大倉幕府周辺遺跡群

平成 30 年 1 月 4 日(木)～3 月 17 日(土)

・発掘調査速報展 2018 vol.2「特集:水と暮らす中世」材木座町屋遺跡/北条時房・顕時郎跡

平成 30 年 3 月 24 日(土)～6 月 9 日(土)

ウ 企画展「甦る永福寺」関連イベント

・夜間講座「トーク・セッション～仏教作法のイロハを学ぶ～」

平成 29 年 11 月 11 日(土)18:00～19:30 参加者 53 名 ※本館エントランス使用

講師:大三輪龍哉 師(浄光明寺住職) 田中密敬 師(極楽寺住職)

仲田順昌 師(覚園寺副住職) 仲田晶弘 師(明王院副住職) ※五十音順

・夜間講座「頼朝が造った地上の極楽浄土」

平成 29 年 11 月 28 日(火)18:00～19:30 参加者 46 名

講師:福田誠 氏(鎌倉市教育委員会 文化財課)

・「VR永福寺」(来館者自由参加)※湘南工科大学との連携企画

平成 29 年 10 月 21 日、28 日、11 月 18 日、25 日、12 月 2 日、12 月 9 日(全て土曜日)

エ 講座・ワークショップ

・ワークショップ「ペーパー甲冑をつくろう！」

平成 29 年 8 月 5 日(土)13:30～15:00 参加者 19 名(小学生 9 名、保護者 10 名)

・夜間講座「中世美術鑑賞のコツとツボ」

平成 29 年 8 月 8 日(火)18:00～19:30 参加者 35 名

・夜間講座「くずし字ことはじめー中世の鎌倉を旅するー」

平成 29 年 8 月 29 日 18:00～19:30 参加者 23 名 9 月 5 日 18:00～19:30 参加者 18 名

9 月 12 日 18:00～19:30 参加者 17 名 9 月 19 日 18:00～19:30 参加者 20 名

・夜間講座(館長講座)「《煙と日本人》歴史秘話～日本文化にみる防虫意識～」

平成 29 年 9 月 28 日(木)18:00～19:30 参加者 25 名

・ワークショップ「知る！きく！比べる！博物館でお香体験」

平成 30 年 1 月 27 日(土)13:30～15:00 参加者 27 名

(幼稚園生 1 名、小学生 14 名、保護者 12 名)

・鎌倉歴史文化交流館・鎌倉国宝館コラボ講座「足利尊氏の研究最前線」

平成 30 年 2 月 27 日(火)18:00～19:30 参加者 54 名 3 月 13 日(火)参加者 31 名

・夜間講座「トーク・セッション～禅を語る 禅に親しむ～」

平成 30 年 3 月 31 日(土)18:00～19:30 参加者 45 名 ※本館エントランス使用

講師:朝比奈恵温 師(浄智寺住職)、齋藤清健 師(寿徳庵副住職)、

菅原義功 師(報国寺副住職)、山名田紹山 師(禅居院副住職)※五十音順

オ 時節イベント(交流室使用、来館者自由参加)

・「七夕のあらしー乞巧奠(きっこうでん)ー」平成 29 年 7 月 1 日(土)～平成 29 年 7 月 7 日(金)

・「鶴岡八幡宮例大祭の歴史ー放生会と源頼朝ー」

平成 29 年 8 月 12 日(土)～平成 29 年 9 月 19 日(火)

・「亥子(いのこ)の御祝(おいわい)」平成 29 年 9 月 19 日(火)～10 月 14 日(土)

・「上巳(じょうし)の節句ー人形(ひとがた)に込める願い」平成 30 年 2 月 16 日(金)～3 月 3 日(土)

カ 他施設連携イベント

・5館連携イベント「鎌倉ミュージアムめぐり まち歩きガイド」

(鎌倉歴史文化交流館・鎌倉国宝館・川喜多映画記念館・鏑木清方記念美術館・神奈川県立近代美術館)平成30年3月3日(土)12:00～13:30 参加者約60名

キ 学校対応関係

- ・腰越小学校6年生60名(平成29年7月6日)、御成中学校1年生104名(平成29年9月28日)他約50件(展示解説・ワークシート対応)
- ・市内在学・在住の小学生・中学生への「鎌倉国宝館+鎌倉歴史文化交流館 年間パスポート」の配付

(4) 入館者動向

○月別来館者数

月	開館 日数	来館者 総数	一日 平均
平成29年5月	15	2,105人	140人
平成29年6月	26	2,997人	115人
平成29年7月	25	1,875人	75人
平成29年8月	26	1,729人	67人
平成29年9月	24	1,447人	60人
平成29年10月	22	1,554人	71人
平成29年11月	24	4,099人	171人
平成29年12月	8	2,623人	328人
平成30年1月	23	1,633人	71人
平成30年2月	23	1,427人	62人
平成30年3月	22	1,749人	80人
合計	238	23,238人	98人

○曜日別来館者数

(単位:人)

月/曜日	日	月	火	水	木	金	土	合計
平成29年5月	0	488	471	399	192	199	356	2,105
平成29年6月	0	383	327	327	554	654	752	2,997
平成29年7月	0	157	263	350	305	332	468	1,875
平成29年8月	0	212	292	316	337	197	375	1,729
平成29年9月	0	159	312	153	318	238	267	1,447
平成29年10月	0	124	247	186	306	363	328	1,554
平成29年11月	0	616	588	613	620	465	1197	4,099
平成29年12月	0	237	370	301	300	344	1071	2,623
平成30年1月	0	120	354	185	311	212	451	1,633
平成30年2月	0	121	224	238	262	179	403	1,427
平成30年3月	0	153	216	239	308	263	570	1,749
合計人数	0	2,770	3,664	3,307	3,813	3,446	6,238	23,238
曜日ごとの割合	0.0%	11.9%	15.8%	14.2%	16.4%	14.8%	26.8%	100.0%

8 資料編

(1) 鎌倉市指定文化財件数一覽

平成31年2月20日現在

種別	有形文化財									無形文化財	民俗文化財(資料)		記念物			合計
	建造物	絵画	彫刻	工芸	書跡	典籍	古文書	考古資料	歴史資料		有形	無形	史跡	名勝	天然記念物	
国宝	1	4	1	6	3											15
国指定	21	29	38	22	43		8	4	2				31	3		201
県指定	9	9	24	15	2			2			2	1	2			66
市指定	33	52	87	29	19	5	13	17	4	2	23		9		32	325
合計	64	94	150	72	67	5	21	23	6	2	25	1	42	3	32	607

※国登録有形文化財(建造物) 26件

(2) 鎌倉市文化財保護条例

平成 17 年 3 月 2 日条例第 13 号

鎌倉市文化財保護条例をここに公布する。

鎌倉市文化財保護条例

鎌倉市文化財保護条例（昭和 35 年 3 月条例第 7 号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 市文化財専門委員会（第 4 条—第 10 条）
- 第 3 章 市指定有形文化財（第 11 条—第 27 条）
- 第 4 章 市指定無形文化財（第 28 条—第 33 条）
- 第 5 章 市指定民俗文化財（第 34 条—第 40 条）
- 第 6 章 市指定史跡名勝天然記念物（第 41 条—第 46 条）
- 第 7 章 市選定保存技術（第 47 条—第 51 条）
- 第 8 章 補則（第 52 条）
- 第 9 章 罰則（第 53 条—第 56 条）

付則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）及び神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年神奈川県条例第 13 号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けない市内に存する文化財で市にとって重要なものの保存及び活用に関し必要な事項を定め、もって市民の文化的向上に資するとともに、広く文化の進歩に貢献することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため

欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

(4) 貝塚、古墳、やぐら、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、海浜、山谷その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（市民、所有者等の責務）

第3条 市民は、鎌倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な文化的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できる限りこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 教育委員会は、この条例の施行に当たって、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 市文化財専門委員会

（設置）

第4条 教育委員会に鎌倉市文化財専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第5条 専門委員会は、市内に存する文化財について教育委員会の諮問に応じ、その保存及び活用等に関する重要事項を調査審議し、必要と認める事項について教育委員会に意見を具申する。

（構成等）

第6条 専門委員会は、委員10人をもって組織する。

2 委員は、文化財に関する学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第7条 専門委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第8条 専門委員会の会議（以下「会議」という。）は、教育委員会が必要に応じて招集する。ただし、委員の3分の2以上の要求があったときは、教育委員会は、会議を開催しなければならない。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(議事)

第9条 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、会長が専門委員会に諮って定める。

第3章 市指定有形文化財

(指定)

第11条 教育委員会は、市内に存する有形文化財のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をする場合は、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定をする場合は、教育委員会は、あらかじめ専門委員会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第12条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

3 市指定有形文化財について法又は県条例の規定による重要文化財の指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は解除されたものとする。

4 前項の場合において、教育委員会は、その旨を告示するとともに、市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第2項において準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第 13 条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びに教育委員会の規則及び教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 市指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 第 1 項の規定は、管理責任者について準用する。

（所有者の変更等）

第 14 条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、旧所有者に対して交付された指定書を添付して、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合において、当該変更が所有者に係るものであるときは、指定書を添付するものとする。

（滅失、き損等）

第 15 条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又は亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（所在の変更）

第 16 条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を指定書を添付して教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会の規則で定める場合は、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後に届け出ることをもって足りる。

（管理又は修理の補助）

第 17 条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合は、市長は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

（補助金の返還等）

第 18 条 前条第 1 項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市長は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し、既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがで

きる。

(1) 管理又は修理に関しこの条例又は教育委員会の規則に違反したとき。

(2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

(3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告等)

第19条 市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 市指定有形文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のために要する費用は、その全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 第17条第2項及び前条の規定は、前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合について準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第20条 第17条第1項の規定により補助金を交付し、又は前条第3項の規定により費用を負担した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、当該補助又は費用負担に係る修理又は管理に関し必要な措置(以下「修理等」という。)が行われた後に当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合は、当該補助金若しくは負担した額又はその合計額から当該修理等が行われた後に当該市指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金若しくは負担した額」とは、補助金又は負担した額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した市指定有形文化財又はその部分につき教育委員会が別に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該市指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合は、市長は、前項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第21条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の

変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会の規則で定める。

3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合は、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第22条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第17条第1項の規定による補助金の交付、第19条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言を与えることができる。

(公開)

第23条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、6箇月以内の期間を限って、教育委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3箇月以内の期限を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいてする出品又は公開のために要する費用の全部又は一部は、市の負担とすることができる。

4 第17条第2項及び第18条の規定は、前項の規定により市が費用を負担する場合について準用する。

5 教育委員会は、第1項の規定による勧告に基づいて市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

6 教育委員会は、第2項の規定による勧告に基づいてする公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

7 第1項又は第2項の規定による勧告に基づいて出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、当該市指定有形文化財

の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該市指定有形文化財の所有者又は管理責任者の責めに帰すべき事由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

第24条 前条第6項の規定は、同条第2項の規定による勧告に基づいてする公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第16条の規定による届出があった場合について準用する。

(所有者以外の者による公開)

第25条 市指定有形文化財の所有者以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて市指定有形文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、博物館その他の教育委員会の規則で定める施設において国の機関又は地方公共団体が主催する場合は、教育委員会にあらかじめ届け出ることをもって足りる。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合は、その許可の条件として、許可に係る公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(調査及び報告)

第26条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況に関し報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第27条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合において、旧所有者は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時に、その指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第4章 市指定無形文化財

(市指定無形文化財の指定等)

第28条 教育委員会は、市内に存する無形文化財のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第11条第3項の規定は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定について準用する。

4 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとする者（保持団体にあつては、その代表者）に通知してする。

5 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りる者があると認めるときは、その者を保持者又は保持団体として追加認定することができる。

6 第11条第3項の規定及び第4項の規定は、前項の規定による追加認定について準用する。

（市指定無形文化財の指定等の解除）

第29条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、当該市指定無形文化財の指定を解除することができる。

2 市指定無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、当該保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、当該保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。

4 第11条第3項の規定は、第1項の規定による指定の解除又は第2項の規定による認定の解除について準用する。

5 市指定無形文化財について法又は県条例の規定による重要無形文化財の指定があったときは、当該市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。

6 前項の場合において、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 市指定無形文化財の保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、当該保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第30条 市指定無形文化財の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会の規則に定める事由があるときは、当該保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。当該保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保

持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者)について、同様とする。

(市指定無形文化財の保存)

第 31 条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 第 17 条第 2 項及び第 18 条の規定は、前項の規定により補助金を交付する場合について準用する。

(市指定無形文化財の公開)

第 32 条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対しては市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対してはその記録の公開を勧告することができる。

2 市は、前項の規定による勧告に基づいてする市指定無形文化財の公開又は市指定無形文化財の記録の公開のために要する費用の全部又は一部を負担することができる。

3 第 17 条第 2 項、第 18 条並びに第 23 条第 6 項及び第 7 項の規定は、前項の規定による市指定無形文化財の公開又は市指定無形文化財の記録の公開について準用する。

(市指定無形文化財の保存に関する助言又は勧告)

第 33 条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第 5 章 市指定民俗文化財

(市指定民俗文化財の指定)

第 34 条 教育委員会は、市内に存する有形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、市内に存する無形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 第 11 条第 2 項から第 6 項までの規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定について準用する。

3 第 11 条第 3 項の規定は、第 1 項の規定による市指定無形民俗文化財の指定について準用する。

4 第 1 項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

(市指定民俗文化財の指定の解除)

第 35 条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教

育委員会は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定を解除することができる。

2 第 11 条第 3 項から第 5 項までの規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除について準用する。

3 前項において準用する第 11 条第 4 項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形民俗文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

4 第 11 条第 3 項及び前条第 4 項の規定は、第 1 項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除について準用する。

5 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について法又は県条例の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は解除されたものとする。

6 第 12 条第 4 項の規定は、前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除について準用する。

7 前項において準用する第 12 条第 4 項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形民俗文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

8 前条第 4 項の規定は、第 5 項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除について準用する。

(市指定有形民俗文化財の現状変更等)

第 36 条 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定有形文化財に関する規定の準用)

第 37 条 第 13 条から第 20 条まで及び第 22 条から第 27 条までの規定は、市指定有形民俗文化財の管理、保護及び公開について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第 38 条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市長は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のために要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 第 17 条第 2 項及び第 18 条の規定は、前項の規定により補助金を交付する場合について準用する。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第 39 条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公

開を勧告することができる。

2 市は、前項の規定による勧告に基づいてする市指定無形民俗文化財の記録の公開のために要する費用の全部又は一部を負担することができる。

3 第17条第2項、第18条並びに第23条第6項及び第7項の規定は、前項の規定による市指定無形民俗文化財の記録の公開について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第40条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第6章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第41条 教育委員会は、市内に存する記念物のうち市にとって重要なものを鎌倉市指定史跡、鎌倉市指定名勝又は鎌倉市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 第11条第2項から第5項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

(解除)

第42条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物について法又は県条例の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は解除されたものとする。

3 第11条第3項から第5項までの規定は第1項の規定による指定の解除について、第12条第4項の規定は前項の規定による指定の解除についてそれぞれ準用する。

(標識等の設置)

第43条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、教育委員会の規則で定める基準により、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第44条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者(第46条において準用する第13条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第45条 市指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、

現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会の規則で定める。

3 第21条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による許可について準用する。

(市指定有形文化財の規定の準用)

第46条 第13条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第26条及び第27条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物の管理及び保護について準用する。

第7章 市選定保存技術

(選定等)

第47条 教育委員会は、市内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもののうち市として保存の措置を講ずる必要がある技術又は技能を鎌倉市選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体(市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。)で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 一の市選定保存技術についての前項の認定は、当該保持者と保持団体とを併せてすることができる。

4 第11条第3項及び第28条第4項から第6項までの規定は、第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定について準用する。

(選定等の解除)

第48条 教育委員会は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、市選定保存技術の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、当該保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 第11条第3項及び第29条第3項の規定は、第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除について準用する。

4 市選定保存技術について法又は県条例の規定による選定保存技術の選定があったときは、当該市選定保存技術の選定は解除されたものとする。

5 第29条第6項の規定は、前項の規定による選定の解除について準用する。

6 前条第2項の規定による認定が、市選定保存技術の保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、当該保存団体のみについてなされた場合にあ

ってはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下同じ。）、当該保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては当該保持者のすべてが死亡し、かつ、当該保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は解除されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第 49 条 市選定保存技術の保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会の規則の定める事由があるときは、当該保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。当該保存団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者若しくは管理人を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者又は管理人（保存団体が解散した場合にあっては、代表者又は管理人であった者）について、同様とする。

（保存）

第 50 条 教育委員会は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録を作成し、又は伝承者の養成その他市選定保存技術の保存のために必要と認められるものについて適当な措置を執ることができるものとし、市長は、当該保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のために要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 第 17 条第 2 項及び第 18 条の規定は、前項の規定により補助金を交付する場合について準用する。

（保存に関する指導又は助言）

第 51 条 教育委員会は、市選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第 8 章 補則

（委任）

第 52 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会の規則で定める。

第 9 章 罰則

第 53 条 市指定有形文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、5 万円以下の罰金又は科料に処する。

第 54 条 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5 万円以下の罰金又は科料に処する。

第 55 条 第 21 条又は第 45 条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の

変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は料料に処する。

第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

付 則（抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（市指定有形民俗文化財等に関する経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の鎌倉市文化財保護条例（以下「改正前の条例」という。）第33条の規定により指定されている鎌倉市指定民俗資料は、改正後の鎌倉市文化財保護条例（以下「改正後の条例」という。）第34条の規定により指定された鎌倉市指定有形民俗文化財とみなす。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により文化財に関してなされた指定、認定、届出、勧告、命令、許可その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた指定、認定、届出、勧告、命令、許可その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

4 この条例の施行前に行われた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(3) 鎌倉国宝館条例

昭和 27 年 8 月 11 日条例第 24 号
改正
昭和 27 年 10 月 31 日条例第 35 号
昭和 29 年 8 月 25 日条例第 24 号
昭和 31 年 9 月 29 日条例第 30 号
昭和 32 年 4 月 1 日条例第 5 号
昭和 35 年 10 月 18 日条例第 24 号
昭和 38 年 3 月 30 日条例第 17 号
昭和 39 年 3 月 31 日条例第 21 号
昭和 40 年 6 月 21 日条例第 12 号
昭和 40 年 11 月 16 日条例第 19 号
昭和 48 年 4 月 24 日条例第 4 号
昭和 50 年 7 月 1 日条例第 8 号
昭和 55 年 3 月 31 日条例第 27 号
平成 4 年 3 月 30 日条例第 24 号
平成 11 年 12 月 24 日条例第 11 号
平成 24 年 3 月 27 日条例第 52 号

鎌倉国宝館の設置及び管理に関する条例を、ここに公布する。

鎌倉国宝館条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、鎌倉国宝館（以下「国宝館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市は、鎌倉市立の博物館として博物館法(昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。)の定めるところにより、国宝館を次のように設置する。

名称 鎌倉国宝館

位置 鎌倉市雪ノ下二丁目 1 番 1 号

(国宝館の目的)

第 3 条 国宝館は、美術、歴史、考古学等に関する博物館資料を収集し、受託し、保管し、及び展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 国宝館は、法第 3 条の定めるところに従い、おおむね次に掲げる事業を行う。

(1) 実物、模写、文献、図表、写真、フィルム等の博物館資料（以下「博物館資料」

という。)を収集し、受託し、保管し、及び展示すること。

(2) 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行うこと。

(3) 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

(4) 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究報告書等を作成し、及び頒布すること。

(5) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

(6) 鎌倉市及びその周辺にある文化財保護法(昭和25年法律第214号)の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等、一般公衆の文化財利用の便を図ること。

(7) 他の博物館、学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

(観覧料)

第5条 国宝館の陳列品等を観覧しようとする者は、観覧料を納めなければならない。

2 前項の観覧料は、別表に定めるとおりとする。ただし、特別の展示会を開催するときの観覧料は、市長がその都度定める。

(観覧料の減免)

第6条 前条の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を免除することができる。

(既納の観覧料)

第7条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(博物館資料の特別利用)

第8条 国宝館が保管し、又は展示している博物館資料を学術研究、博物館等における展示、出版物等への掲載等のために特別な利用(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による利用が次の各号のいずれかに該当するときは、特別利用を許可しないものとする。

(1) 博物館資料の保全上支障があると認められるとき。

(2) 国宝館の管理上支障があると認められるとき。

(3) その他教育委員会が適当でないとき。

(利用料)

第8条の2 前条第1項の規定により特別利用の許可を受けた者は、利用料を納めなければならない。

2 前項の利用料は、特別利用の許可を受けた博物館資料1点につき2,000円（当該博物館資料を出版物に掲載し、又はテレビジョン放送等に利用しようとする場合にあっては、1点につき5,000円）とする。

（利用料の減免等）

第8条の3 第6条及び第7条の規定は、利用料の減免及び還付について準用する。

（観覧の制限）

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を拒み、又はその者に対し退館を命ずることができる。

(1) 国宝館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められる者

(2) 国宝館の施設、附属設備又は博物館資料（以下「施設等」という。）を破損し、又は滅失するおそれがあると認められる者

(3) その他国宝館の管理上支障があると認められる者

（損害賠償）

第10条 施設等を破損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従い当該施設等を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（職員）

第11条 国宝館に次の職員を置く。

(1) 館長

(2) その他必要な職員

（国宝館協議会）

第12条 国宝館に鎌倉国宝館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員の定数は、6人とする。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験を有する者並びに市民のうちから教育委員会が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

（委任）

第13条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 鎌倉国宝館条例（昭和16年条例第8号）は、廃止する。

附 則（昭和27年10月31日条例第35号）

この条例は、昭和27年11月1日から施行する。

附 則（昭和 29 年 8 月 25 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 31 年 9 月 29 日条例第 30 号）

この条例は、昭和 31 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 32 年 4 月 1 日条例第 5 号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。（以下略）

附 則（昭和 35 年 10 月 18 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 38 年 3 月 30 日条例第 17 号）

この条例は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 39 年 3 月 31 日条例第 21 号）

この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 40 年 6 月 21 日条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 40 年 5 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 40 年 11 月 16 日条例第 19 号）

この条例は、別に規則で定める日から施行する。（昭和 40 年 11 月規則 27 号により昭和 41 年 1 月 1 日から施行）

付 則（昭和 48 年 4 月 24 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 50 年 7 月 1 日条例第 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の規定による別表の改正規定は、昭和 50 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（昭和 55 年 3 月 31 日条例第 27 号）

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 4 年 3 月 30 日条例第 24 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 11 年 12 月 24 日条例第 11 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 24 年 3 月 27 日条例第 52 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条）

区分	個人	団体（20人以上）
一般	1 人につき 300 円	1 人につき 210 円
小学生及び中学生	同 100 円	同 70 円

備考 一般とは、15歳以上の者（中学生を除く。）をいう。

(4) 鎌倉歴史文化交流館条例

平成29年3月30日条例第46号

鎌倉歴史文化交流館条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉の歴史及び文化に関する展示並びに教育及び普及の事業の実施により、市民及び鎌倉を訪れる人の鎌倉の歴史的遺産及び文化的遺産への理解を深めるとともに、交流の場の提供により市民の交流を促進するため、鎌倉歴史文化交流館(以下「交流館」という。)を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鎌倉歴史文化交流館	鎌倉市扇ガ谷一丁目5番1号

(事業)

第3条 交流館の事業は、次のとおりとする。

- (1) 鎌倉の歴史及び文化に関する資料(以下「歴史文化資料」という。)の保管、展示及び利用
- (2) 鎌倉の歴史及び文化に関する教育及び普及の事業の実施
- (3) 交流の場の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交流館の設置の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 交流館に館長その他必要な職員を置く。

(休館日)

第5条 交流館の休館日は、日曜日並びに鎌倉市の休日定める条例(平成元年9月条例第4号)第1条第1項第2号及び第3号に掲げる日とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、休館日に臨時に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第6条 交流館の開館時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、交流室の利用時間は、規則で定める。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

(利用の承認)

第7条 交流室を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

2 教育委員会は、前項の承認をするに当たり交流館の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 教育委員会は、第1項の承認を得ようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしないことができる。

(1) 交流館における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 交流館の施設及び設備並びに歴史文化資料等(以下「施設等」という。)を破損するおそれがあると認められるとき。

(3) その他交流館の管理上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第8条 教育委員会は、前条第1項の承認を得た者又は交流館において歴史文化資料を観覧しようとする者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認を取り消し、又はその利用若しくは観覧を拒み、若しくは制限することができる。

(1) 前条第2項に規定する条件に違反したとき。

(2) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) その他やむを得ない理由により、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(観覧料等の支払)

第9条 利用者は、あらかじめその利用又は観覧に係る料金(以下「観覧料等」という。)を市長に支払わなければならない。

2 観覧料等は、別表に定めるとおりとする。

(観覧料等の減免)

第10条 前条の規定にかかわらず、市長は、観覧料等の全部又は一部を免除することができる。

(観覧料等の返還)

第11条 既に支払われた観覧料等は、返還しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(歴史文化資料の特別利用)

第12条 交流館が保管し、又は展示している歴史文化資料を学術研究、他の博物館等における展示、出版物等への掲載等のために特別な利用(以下「特別利用」という。)をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

2 教育委員会は、特別利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないものとする。

(1) 歴史文化資料の保全上支障があると認められるとき。

(2) 交流館の管理上支障があると認められるとき。

(3) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

(損害賠償)

第13条 施設等を破損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従って原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会又は市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成29年5月教委規則第2号により同年5月15日から施行)

別表(第9条)

区分			金額	
観覧	個人	一般	1人につき	300円
		小学生及び中学生	同	100円
	団体(20人以上)	一般	同	210円
		小学生及び中学生	同	70円
交流室の利用			1回につき	2,000円

備考 一般とは、15歳以上の者(中学生を除く。)をいう。

(5) 国指定史跡永福寺跡条例

平成28年3月28日条例第36号

国指定史跡永福寺跡条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づき、貴重な歴史遺産を保存するとともに、郷土の歴史と文化に対する市民の理解と関心を高めるため、教育、学術及び文化にふれあう場として国指定史跡永福寺跡(以下「永福寺跡」という。)を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 永福寺跡の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 位置

国指定史跡永福寺跡 鎌倉市二階堂209番

(休場日)

第3条 教育委員会は、必要があると認めるときは、永福寺跡を臨時に休場することができる。

(開場時間)

第4条 永福寺跡の開場時間は、4月から10月までの間は午前9時から午後5時まで、11月から3月までの間は午前9時から午後4時30分までとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、開場時間を臨時に変更することができる。

(行為の禁止)

第5条 永福寺跡内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会が永福寺跡の管理及び研究のため必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 魚鳥等を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (7) ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- (8) 喫煙すること。
- (9) 前各号のほか、永福寺跡の管理及び来場者の安全の確保に支障がある行為をすること。

(行為の制限)

第6条 永福寺跡内において、次に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けな

なければならない。

- (1) 鎌倉市都市公園条例(昭和41年10月条例第25号)別表第1の2の部区分の欄に掲げる行為を行うこと。
 - (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為を行うこと。
 - (3) 花火等火気を使用すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、永福寺跡の全部又は一部を独占して使用すること(次条第1項の許可を受けた場合を除く。)
- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより教育委員会に申請しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の規定による申請に係る行為が史跡の保存及び景観並びに公衆の利用に支障を来さないと認める場合に限り、第1項の許可を与えることができる。
- 4 教育委員会は、第1項の許可に、永福寺跡の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。
- 5 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を教育委員会に提出し、変更の許可を受けなければならない。ただし、その変更が軽微なものと認められるものであるときは、この限りでない。
- 6 第3項及び第4項の規定は、前項の変更の許可について準用する。

(占有)

第7条 永福寺跡の全部又は一部を占有しようとする者は、規則で定めるところにより教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

2 前条第3項から第6項までの規定は、前項の許可について準用する。

(使用料等)

第8条 永福寺跡を使用し、又は占有する者(以下「使用者等」という。)は、次の各号に掲げる使用又は占有の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の使用料又は占有料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。

- (1) 次号で規定する場合を除き、工作物その他の物件又は施設を設置し、永福寺跡を占有する場合 鎌倉市道路占有条例(昭和57年1月条例第12号)別表に掲げる区分に応じ、同表で定める額
- (2) 第6条第1項第1号に掲げる行為をして永福寺跡を使用する場合 鎌倉市都市公園条例別表第1の2の部に掲げる区分に応じ、同表で定める額

2 前項の使用料等は、第6条第1項又は前条第1項の許可を行った後速やかに徴収する。

(使用料等の不還付)

第9条 既納の使用料等は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者等の責に帰さない理由により、使用し、又は占有することができないとき。
- (2) 使用者等が使用開始又は占有開始の7日前までに使用又は占有の取消しを申し出た場合において、相当の理由があると認められるとき。
- (3) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(使用料等の減免)

第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料等の全部又は一部を免除することができる。

(権利の譲渡)

第11条 第6条第1項又は第7条第1項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は使用させることはできない。

(損害賠償)

第12条 施設等を破損し、又は滅失した者は、教育委員会の指示に従って原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会又は市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

(過料)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
 - (2) 第6条第1項又は第5項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
 - (3) 第7条第1項又は同条第2項の規定により準用する第6条第5項の規定に違反して永福寺跡の全部又は一部を占有した者
- 2 偽りその他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

～文化財保護法（抜粋）～

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という）についてその調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りではない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは「六十日前」と読み替えるものとする。

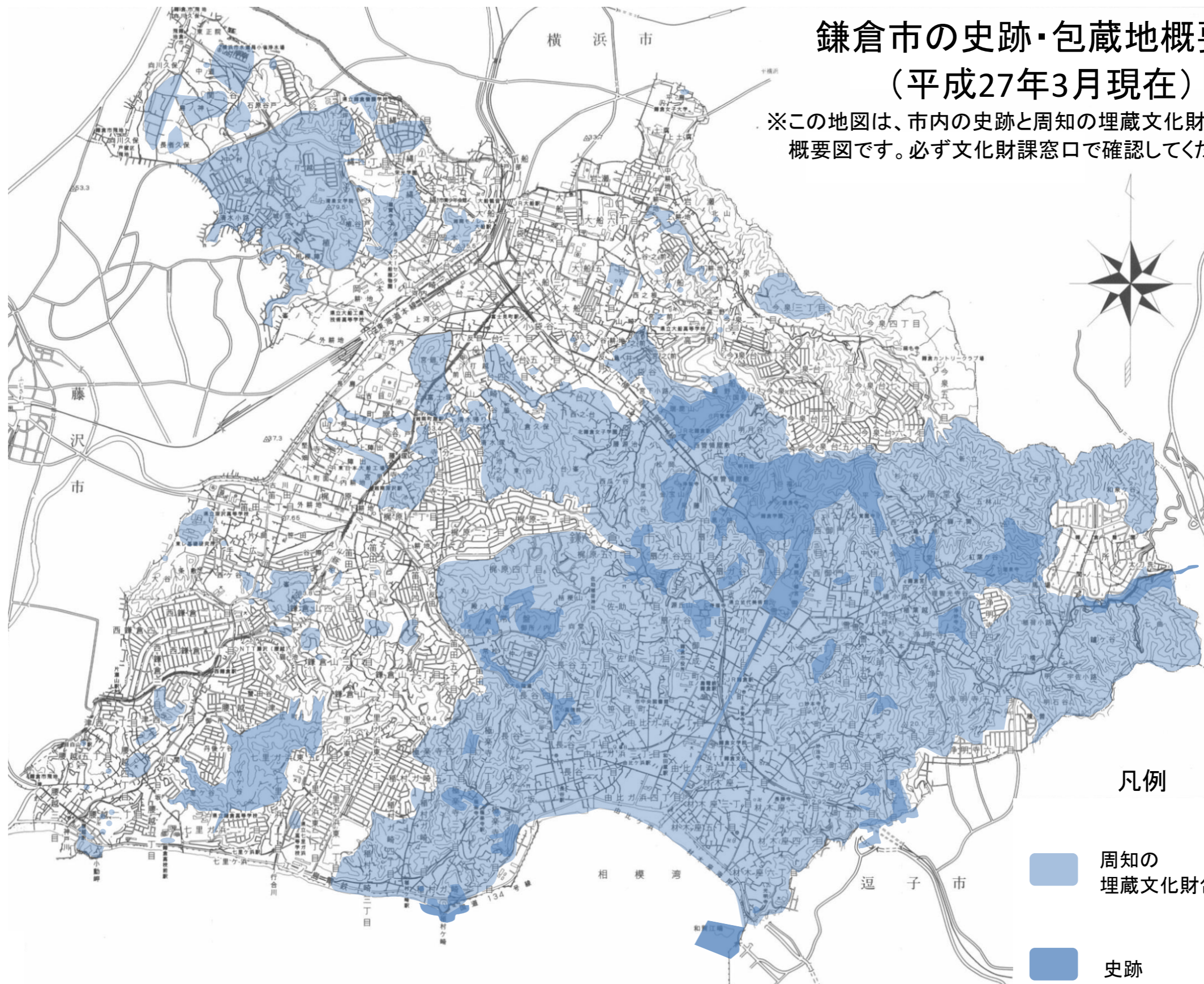
2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。



鎌倉市文化財年報 平成 29 年(2017 年)度

平成 31 年(2019 年)3 月発行

鎌倉市教育委員会文化財部

〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町 18 番 10 号